

Ⅱ

直面する区政の重要課題

この第Ⅱ章では、差し迫った4つの課題を取り上げ、現時点での区の考えをお示ししています。

人口構造が大きく変化することから、「子ども・子育て支援」、「超高齢社会への対応」について考えたいと思います。また、将来にわたり良好な住環境を確保するための「都市基盤の整備と維持」や、今後、多くの区立施設が改修・改築時期を迎えることから「区立の建物施設の維持・更新」について、一緒にお考えいただきたいと思います。

1 子ども・子育て支援

【直面する課題】

- 少子化の進行、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育ての不安感や負担感を抱える保護者は少なくありません。こうした中で、安心して子どもを産み育てられ、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるように、子ども・子育て支援のさらなる充実が求められています。
- そのためには、サービスを質・量ともに充実し、個々のご家庭がそれぞれの状況に合ったサービスを選択できる環境づくりが必要です。
- 練馬区では、子どもの数はほぼ横ばいで推移していますが、今後遞減していくことが見込まれています。一方、共働き家庭の増加に伴う保育園入園希望者の急増など、子どもや子育て家庭を支えるためのニーズは多様化し、増大しています。このため、子育て支援に関わる経費は年々増加しています。
- 今後、サービス提供の主体、サービスにかかる負担のあり方を見直すことが必要です。区は、特に次の5点を課題と考えています。
 - ① **区立保育園のさらなる民間活力の導入**：サービスをさらに充実させるためには、民間のほうが力を発揮できるサービスは民間に担ってもらうようにする必要があります。引き続き、区立保育園の民間委託を拡大し、私立保育園への移管にも取り組む必要があると考えています。
 - ② **保育園保育料額の設定**：現状では、保育や教育サービスにかかる保護者の経済的負担のバランスが取れていません。選択しやすい環境を整えるために、保育園保育料額の設定を見直すことが必要と考えています。
 - ③ **学童クラブの委託**：引き続き、保育時間の延長などサービスの向上を図るために学童クラブの委託を進める必要があります。また、すべての小学生を対象とした新たな放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」を推進し、より安全かつ充実した放課後を過ごすことができる環境を整える必要があります。
 - ④ **子どもの医療費助成制度**：子どもの医療費助成には現状で年間約 30 億円の経費を要していますが、「対象を高校生（18 歳年度末）まで拡大してほしい」、「無料ではなく一部でも負担を取り入れるべき」といった様々なご意見があります。今後はどのようなあり方が望ましいか考える必要があります。
 - ⑤ **支援を必要とする子どもや家庭**：支援を必要とする子どもや家庭は増加傾向にあり、その抱える課題は複雑化・深刻化しています。障害児や虐待を受けている子どもに対する支援に加え、生活に困窮している家庭の子ども、ひとり親家庭などへの支援を充実していく必要があります。

(1) 練馬区でも少子化が進んでいるのですか？

➡ 現在はおおむね横ばいですが、今後は減少が進みます。

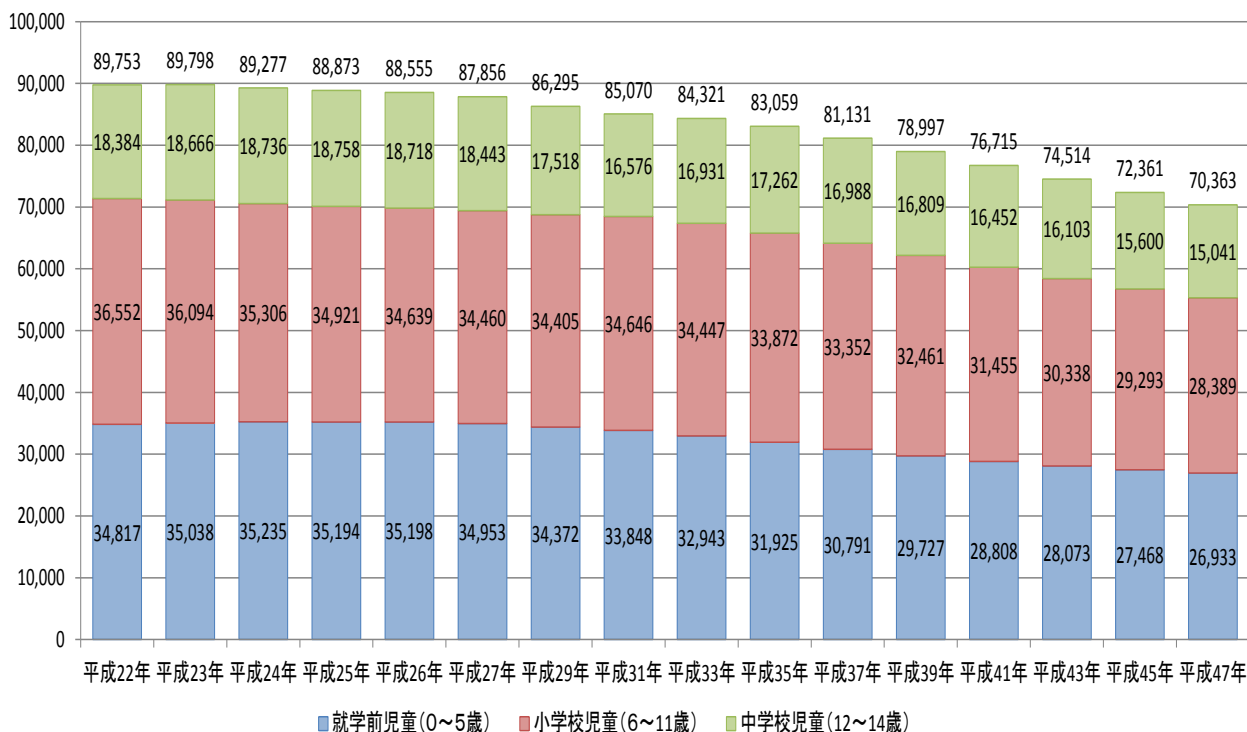
練馬区の年少人口（0～14歳の人口）は、昭和50年の約13万人をピークに減少しています。近年はおおむね横ばいで推移しており、現状では、必ずしも全国的に言われているような少子化が進展している状況にはありません。

しかし、今後は、まず、就学前児童人口の減少が進み、遅れて小中学生の人口も減少していくことが見込まれています。

現状と比べて、10年後には約7,000人、20年後には約17,000人減少します。

図表2 練馬区における児童(0～14歳)数の推移と将来見込(各年4月1日現在)

単位：人



※平成22年～26年は実績、27年以降は平成26年4月1日を基準日とした推計

〔出典〕練馬区「練馬区子ども・子育て支援事業計画」をもとに作成

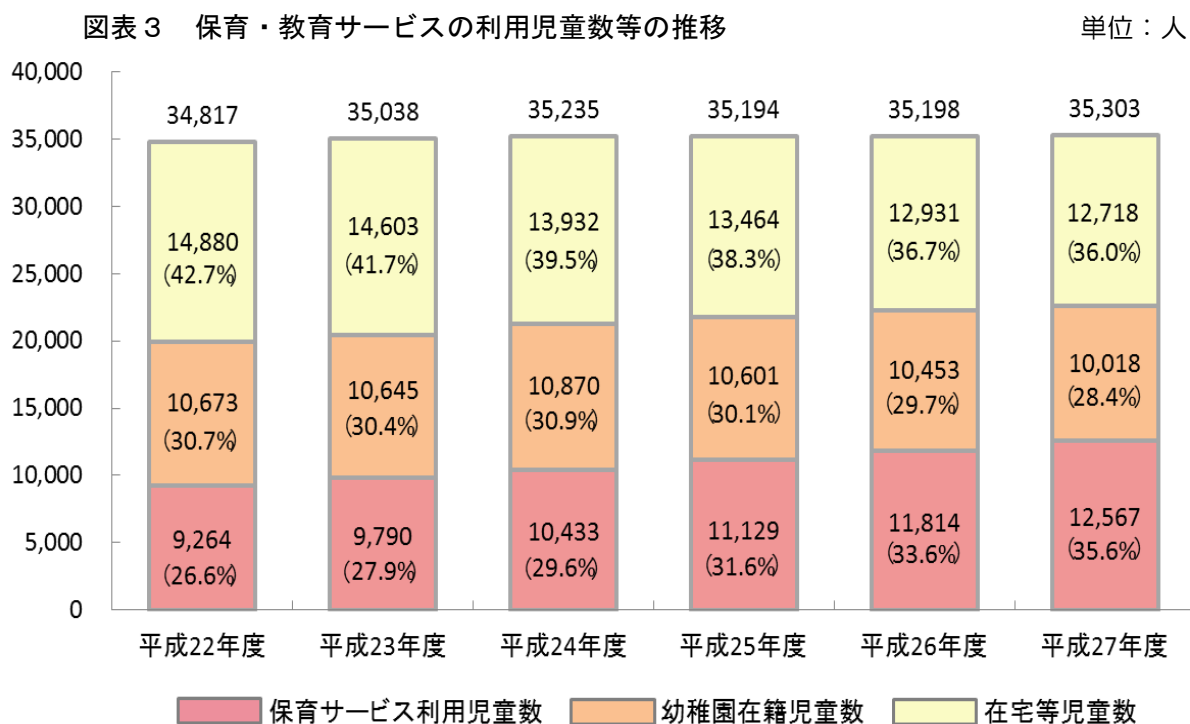
(2) 小学校入学前の保育・教育サービスの利用者数はどうなっていますか？

⇒ 年少人口は横ばいですが、保育サービスの利用児童数は5年前と比較すると約3,300人増加しています。

小学校入学前の子どもが利用する保育・教育サービスの状況を見てみると、共働き家庭や女性の社会進出の増加などから、保育園等の利用は5年前に比べて約3,300人増加し、全体の35.6%となっています。これに対し家庭での子育て等は約2,200人減少し36.0%、幼稚園の利用は約650人の減少ですが、ほぼ横ばいで推移して28.4%という状況です。

平成25年度に実施した子育て支援にかかわるニーズ調査によると、保育・教育サービスの利用希望では、3歳以降は「預かり保育のある幼稚園」の希望が高くなっています。

保育サービスの利用児童数は大幅に増加し、在宅等の児童数が減少しています。



※各年4月1日または5月1日現在

[出典] 練馬区「練馬区勢概要」「練馬区教育要覧」をもとに作成

(3) 練馬区でも保育園などに入れない子どもがいるようですが？

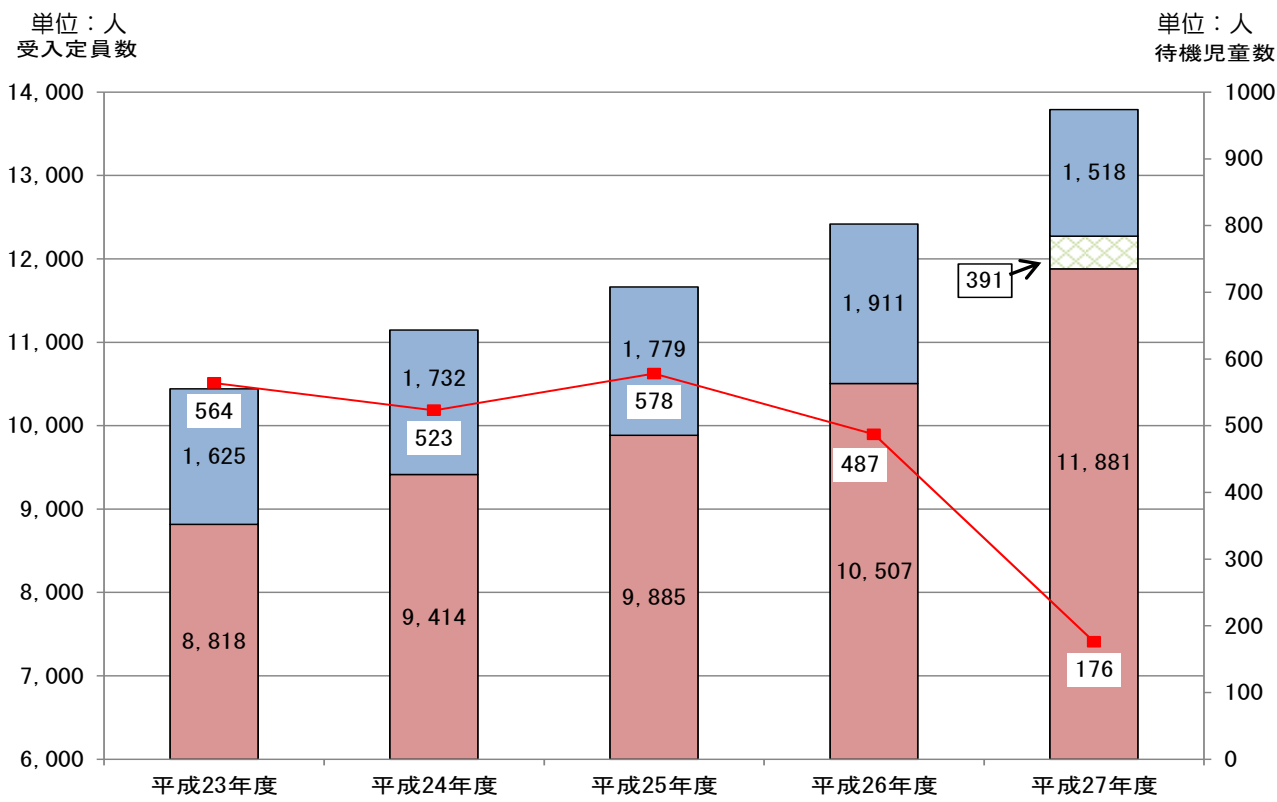
➡ 定員を拡大し、待機児童は減少しています。引き続き解消をめざして取り組んでいます。

保育園の入園希望は平成20年9月のリーマンショック以降急速に増加し、22年度以降、待機児童も500人を超える状況にありました。そこで認可保育園などの整備を進め、26年度には1,300人以上の定員拡大を行い、27年4月には3歳から5歳の待機児童はほぼいなくなりました。現在も、来年開所予定の認可保育園等の整備を進め、2年以内の待機児童解消をめざしています。

また、子どもの教育や保育について保護者の選択の幅が広がるよう、新しい幼保一元化施設「練馬こども園」を27年度に創設しました。長時間(11時間)保育を実施する私立幼稚園13園(27年9月現在)を認定しています。主に2歳児までを対象とする認証保育所や小規模保育事業などを利用している保護者の方々は、3歳からの預け先として、認可保育園に加え「練馬こども園」も選択できるようになりました。

4年間で約3,300人分の保育定員を拡大し、待機児童数は減少しています。

図表4 保育園等の定員と待機児童数の推移



※平成23～26年度は厚生労働省の旧基準による待機児童数。27年度は同省の新基準による待機児童数。
 ※各年4月1日現在 [出典] 練馬区こども家庭部資料

(4) 子ども・子育て支援に、区はどのくらいのお金をつかっているのですか？

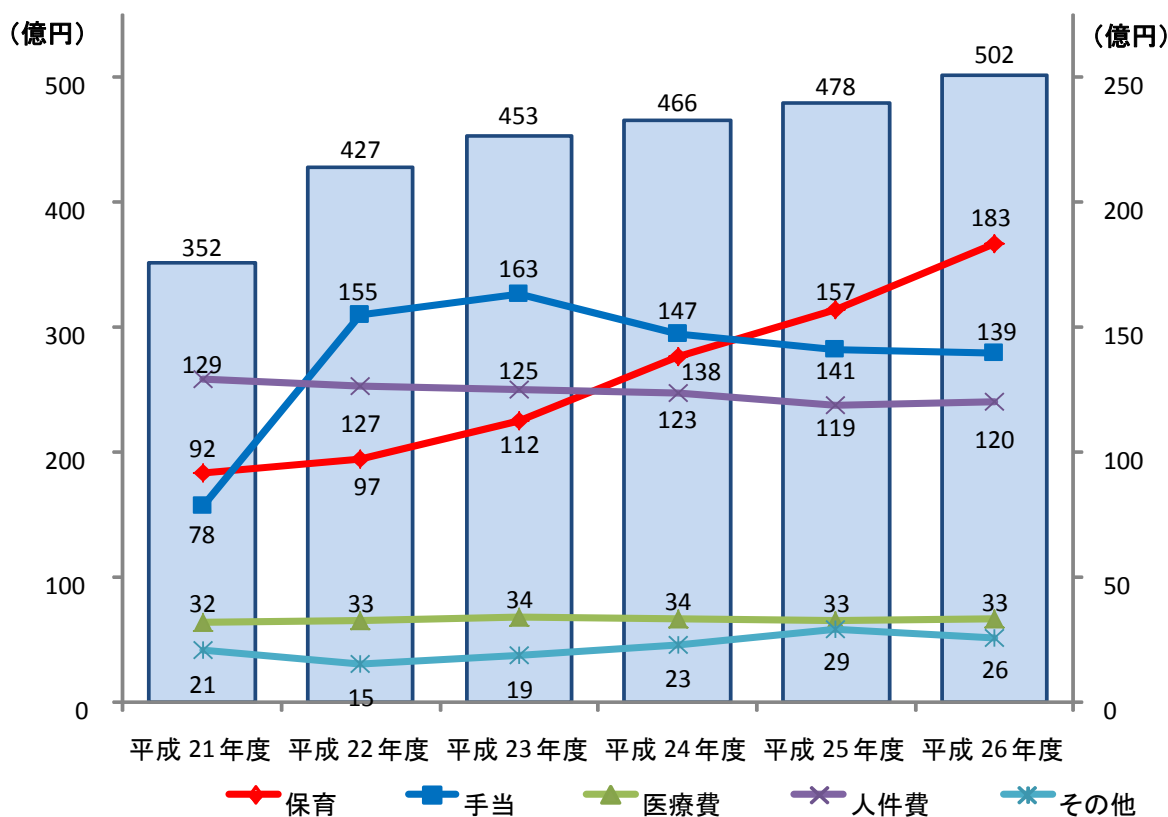
➡ 毎年増加し、平成 26 年度は約 500 億円にのびりました。

子ども・子育てに関するニーズに積極的に対応してきたことにより、練馬区の財政負担は増加傾向にあります。主な子ども・子育て支援に関連する経費は、平成 21 年度は 352 億円でしたが、年々増加を続け、5 年後の 26 年度は 502 億円となり、150 億円（1.43 倍）増加しています。

区は、区立保育園や学童クラブの委託を進め、保育時間の拡大などサービスの充実とともに、効率的な事業実施に努めてきました。将来にわたって持続可能なサービス提供ができるように見直すなど、さらに事業のあり方や適正なコスト負担について検討する必要があります。

保育サービスに関する経費が大きく伸びています（制度改正があった手当等を除く）。

図表 5 主な子ども・子育て関連事業の決算額の推移



※左目盛（棒グラフ）が「子ども家庭費の決算額の総額」、右目盛（折れ線グラフ）が経費の内訳。
 ※手当の平成 21 年度から 22 年度の大増は国の制度改正によるもの。

【出典】練馬区「練馬区各会計歳入歳出決算説明書」をもとに作成

(5) 区立保育園を民間に委託すると、どのような効果があるのですか？

➡ 保育時間の延長などサービスを向上することができ、経費も節減できます。

平成 17 年度から区立保育園で民間事業者への運営業務委託を開始し、順次委託を拡大してきました。平成 28 年度には 60 園ある区立保育園のうち 20 園を委託により運営します。委託した保育園では、保育時間の延長などサービスの向上を図り、多くの保護者から高い評価を得るとともに、1 園あたり年間約 5,000 万円～6,000 万円の財政効果をあげています。

民間活力を活かす手法としては、運営業務委託のほかに私立保育園への移管があります。民間ならではの発想による保育サービスの充実が期待でき、23 区では練馬区を除く 8 区が私立保育園への移管を実施済みで、3 区が検討しています。

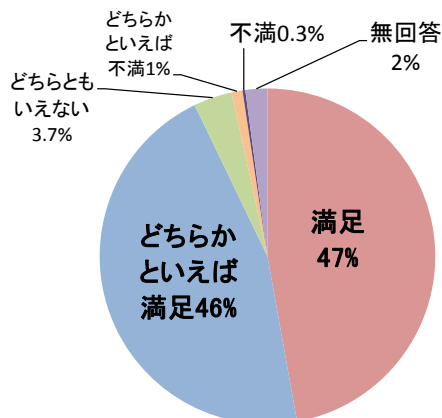
【区の考え】

保育の質を確保しつつ、サービス向上と効率的な運営に向けて、区立保育園の民間委託を拡大していきます。さらに、事業者の創意工夫による保育サービスの充実が期待できる私立保育園への移管を進めたいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

民間事業者による区立保育園の運営について約 9 割の保護者が満足しています。

図表 6 委託保育園の満足度（保護者へのアンケート結果）



○「満足」と「どちらかといえば満足」の合計は 93% で、高い評価を得ています。

〔出典〕平成 24・25 年度に委託した 5 園で委託 2 年目に実施したアンケートの集計結果をもとに作成

図表 7 運営業務委託と私立保育園への移管の主な違い

項目 手法	財産の所有 (土地・建物・備品)	運営費	保育内容	運営責任
運営業務委託	区	運営業務委託料として、区が民間事業者を支払う。 ※国や都の補助金は入りません ※都区財政調整交付金が入ります	・区の仕様書に基づく ・民間事業者の独自性は出しにくい	民間事業者 (区には委託者としての責任がある)
私立保育園への移管	区の財産を民間事業者に貸与または譲渡	区が在籍園児数等に応じ、私立保育所運営費を民間事業者を支払う。 ※国や都の補助金が入ります ※都区財政調整交付金は運営業務委託に比べ少なくなります	・協定により、区立保育園の保育を引継ぐことが可能 ・民間事業者の独自性が出しやすい	民間事業者

※どちらの手法でも認可保育園に変わりありません。

〔出典〕練馬区こども家庭部資料

(6) 学童クラブの利用も増えているようですが、今後どのように対応していくのですか？

➡「ねりっこクラブ」を開始し、すべての小学生がより安全かつ充実した放課後を過ごすことができる居場所づくりを進めます。

小学校入学前の子どもの保育需要の高まりと同様、保育を必要とする小学生も増加し、学童クラブの在籍児童数・待機児童数も増加しています。区はこれまで、小学校内への区立学童クラブの新設や、民間学童クラブの整備を進めてきました。あわせて、学童クラブ運営の民間委託を進め、区立学童クラブ92か所のうち、現在28か所の運営を委託しています。

また、平成16年度から地域住民を主体とした学校応援団を小学校ごとに組織し、放課後の居場所づくり（学校応援団ひろば）を行っています。

平成28年度から3つの小学校で新たな放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」を開始します。これは、「学童クラブ」「学校応援団ひろば」それぞれの機能や特色を維持しながら一体的に事業運営を行うものです。この取組を推進し、学童クラブ需要の増加に対応しつつ、すべての小学生を対象とした、より安全かつ充実した放課後の居場所づくりを進めていく計画です。

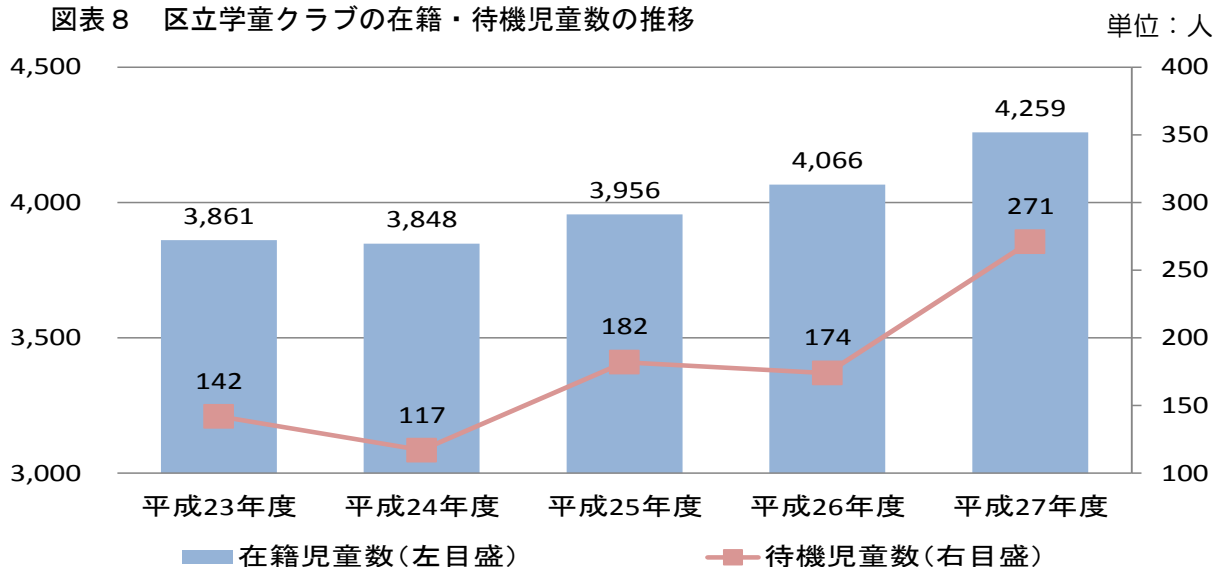
【区の考え】

委託した学童クラブでは、保育時間の延長などサービスを向上するとともに、補助金の活用により区の財政負担を軽減しています。また、「ねりっこクラブ」では、民間や地域の力を活かし、事業内容の充実などを図ろうと考えています。このため、引き続き、学童クラブの民間委託を進め、すべての小学生が安全かつ充実した放課後を過ごすことができる居場所づくりを効果的、効率的に進める必要があると考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

学童クラブの在籍児童数、待機児童数は増加しています。

図表8 区立学童クラブの在籍・待機児童数の推移



※各年4月1日現在

[出典] 練馬区こども家庭部資料

(7) 保育園や幼稚園などの保護者負担はどのような状況ですか？

➡ 利用する施設によって保護者の負担に差があり、認可保育園の保育料収入は運営経費全体の9.5%にとどまっています。

小学校入学前の子どものための施設には、保育園や認証保育所、幼稚園など様々な施設があります。利用する施設はそれぞれ特色があり、利用時間や保護者の負担額にも差があります。

練馬区の保育園保育料は、平成10年度に改定して以来、変更していません。保育料収入額は、保育園の運営経費全体の9.5%にとどまっており、23区で最も低い水準です。

例えば、0歳児一人あたりの保育に要する経費は月額約51万円(年間約615万円)です。これに対し、保育料は世帯の所得に応じて26階層に区分し定めていますが、最高の所得区分(推定世帯年収1,454万円以上)でも月額5万7,500円(年間69万円)です。

また、3歳児は推定世帯年収898万円以上の場合月額2万2,600円、4・5歳児は推定世帯年収726万円以上の場合月額1万8,000円と、一定額以上の所得の世帯の保育料は同じ額で、所得に応じた設定となっていません。

(推定世帯年収は、父・母・子1人の3人世帯をモデルとしています。)

【区の考え】

より選択しやすい環境づくりに向けて、今後、様々な保育・教育サービスにかかる保護者負担額について、保育内容に応じてバランスを取る必要があります。特に、保育園の保育料について、低所得の世帯に配慮をしながら、負担能力に応じてコストも踏まえた適正な額を負担していただくよう見直し、利用する人も、しない人も、納得できる仕組みにしていきたいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

区立保育園で0歳児一人あたりの保育に要する経費は月額約51万円、年間約615万円

図表9 保育園児一人あたりの保育に要する経費(平成26年度) ※1

単位：千円

項目	区立保育園 ※2					私立保育園 ※3		
	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	全年齢平均		—
年齢						直営園	委託園	
月額	513	246	219	136	124	192	155	158
年額	6,153	2,958	2,625	1,627	1,488	2,305	1,856	1,897

※1 区立・私立保育園とも保育料収入を考慮していない。また私立保育園には国や都からの補助金収入がある。

※2 大規模改修工事費および委託園事業者選定にかかる経費などを除く。

※3 改修工事経費、施設整備費、開設準備経費などを除く。

[出典]練馬区こども家庭部資料

一定額以上の所得の世帯の保育料は同じ額で、所得に応じた設定となっておりません。

図表 10 練馬区保育料基準額表（認可保育園）

月額：円

階層	定義	世帯の推定年収	0～2歳児	3歳児	4・5歳児
A00	生活保護		0	0	0
B00	所得税・住民税非課税		0	0	0
C01	均等割のみ	所得税非課税	1,900	1,300	1,300
C02	所得割 5,000円未満	所得税非課税	2,400	2,000	2,000
C03	5,000円以上	所得税非課税	3,100	2,700	2,600
D01	所得税 3,000円未満	206万円～218万円	6,700	5,600	5,600
D02	16,801円未満	219万円～274万円	8,300	7,300	7,200
D03	30,000円未満	275万円～304万円	9,400	9,300	9,200
D04	60,000円未満	305万円～364万円	15,400	10,900	10,800
D05	90,000円未満	365万円～472万円	19,100	12,700	12,600
D06	120,000円未満	473万円～558万円	21,500	14,300	14,200
D07	150,000円未満	559万円～643万円	23,600	15,800	15,700
D08	180,000円未満	644万円～725万円	25,500	17,000	16,900
D09	210,000円未満	726万円～774万円	27,500	18,200	18,000
D10	240,000円未満	775万円～822万円	29,200	19,500	18,000
D11	270,000円未満	823万円～859万円	31,000	20,700	18,000
D12	300,000円未満	860万円～897万円	32,500	21,600	18,000
D13	330,000円未満	898万円～934万円	34,200	22,600	18,000
D14	360,000円未満	935万円～972万円	35,700	22,600	18,000
D15	390,000円未満	973万円～1,009万円	37,200	22,600	18,000
D16	420,000円未満	1,010万円～1,047万円	38,500	22,600	18,000
D17	450,000円未満	1,048万円～1,074万円	40,000	22,600	18,000
D18	600,000円未満	1,075万円～1,187万円	43,400	22,600	18,000
D19	750,000円未満	1,188万円～1,281万円	48,900	22,600	18,000
D20	900,000円未満	1,282万円～1,453万円	53,700	22,600	18,000
D21	900,000円以上	1,454万円以上	57,500	22,600	18,000

※世帯の推定年収は、父・母・子1人の3人世帯をモデルとしています。

※平成27年4月1日現在

[出典]練馬区こども家庭部資料

利用する施設によって、保護者の負担額には差があります。

図表 11 認可保育園・認証保育所・私立幼稚園の保護者負担の比較

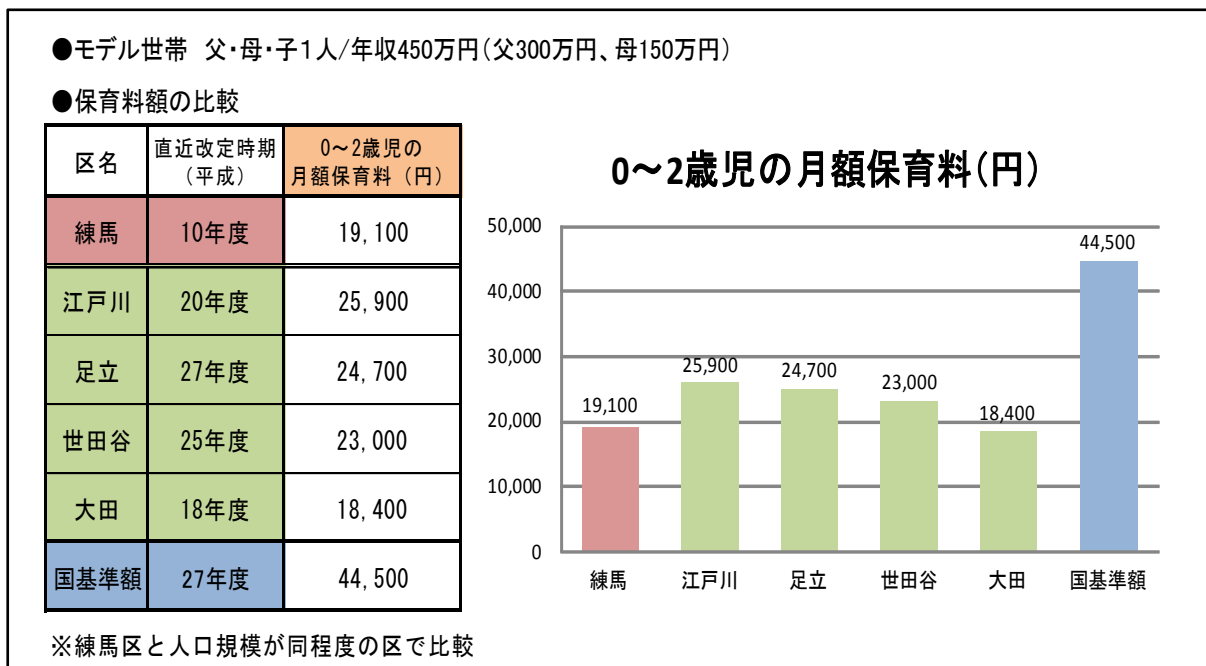
	認可保育園	認証保育所	私立幼稚園 (新制度)
開所時間(1日)	11	13	4(3季休業あり)
対象年齢	0～5歳	0～2歳(一部5歳まで)	満3歳以上
給食	あり	あり	弁当持参(一部外部搬入)
入園料	なし	20,000～40,000円	平均51,500円 (入園料補助金給付後)
保護者 実質負担額 (月額)	0～57,500円 (平均18,000円)	25,000～59,999円	0～14,500円 (平均10,400円)
0～2歳 平均月額保育料	20,800円	48,600円(0歳の補助金給付後)	
1時間当たり	75円	177円	
3歳 平均月額保育料	14,000円	51,000円	10,400円
1時間当たり	51円	185円	156円
4～5歳 平均月額保育料	13,300円	50,000円	10,400円
1時間当たり	48円	182円	156円

※平成27年4月1日現在

[出典]練馬区こども家庭部資料

他区に比べて、練馬区の保育園の保育料は低くなっています。

図表 12 モデル世帯における保育園保育料の他自治体との比較



※平成27年4月1日現在

[出典]練馬区こども家庭部資料

(8) 子どもの医療費助成制度はどのような仕組みですか？

➡ 中学3年生まで、通院・入院や投薬の費用を所得制限なしで助成しています。

子ども医療費助成は、子どもが病気やけがで、通院・入院や投薬を受けた際の医療保険自己負担分を助成する制度です。練馬区では、平成5年度に3歳未満児を対象とした医療費助成制度を開始しました。以降、順次制度を拡充し、平成19年4月には、中学3年生までを対象に、通院・入院や投薬の費用を所得制限なしで全額区が助成する現行の制度を実施するようになりました。

全国の自治体では、練馬区と同様に所得制限や自己負担なしで医療費助成を行う市区町村が増加傾向にあります。

練馬区の子ども医療費助成額はここ数年、毎年度約30億円で推移しています。

【区の考え】

こうした状況の中、一部（初診料など）を自己負担とすべきではないか、所得制限を設けるべきではないか、また、助成の対象を高校生（18歳年度末）まで拡大してはどうか、といったご意見などがあります。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

子ども医療費助成制度は、平成5年に3歳未満児を対象としてスタートしました。

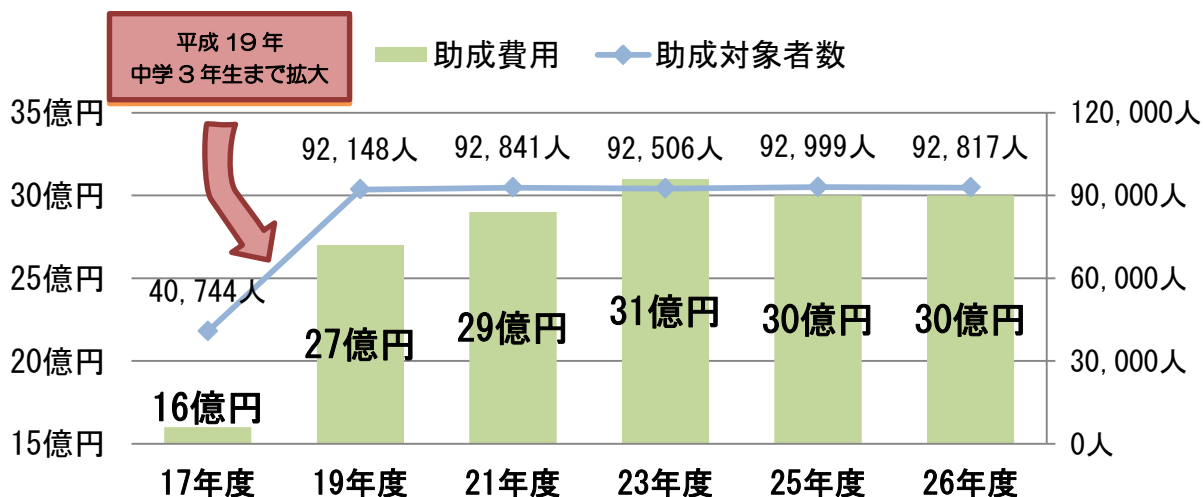
図表 13 子ども医療費助成制度の変遷

年 月	対 象	備 考
平成5年4月	3歳未満	所得制限なし
平成10年4月	小学校入学前児童に拡大	3歳以上の所得制限あり
平成11年1月	〃	3歳以上の所得制限廃止
平成18年4月	小学生までに拡大	所得制限なし。小学生は入院医療費のみ
平成19年4月	中学3年生までに拡大	所得制限なし

[出典]練馬区こども家庭部資料

助成額はここ数年、約30億円で推移しています。

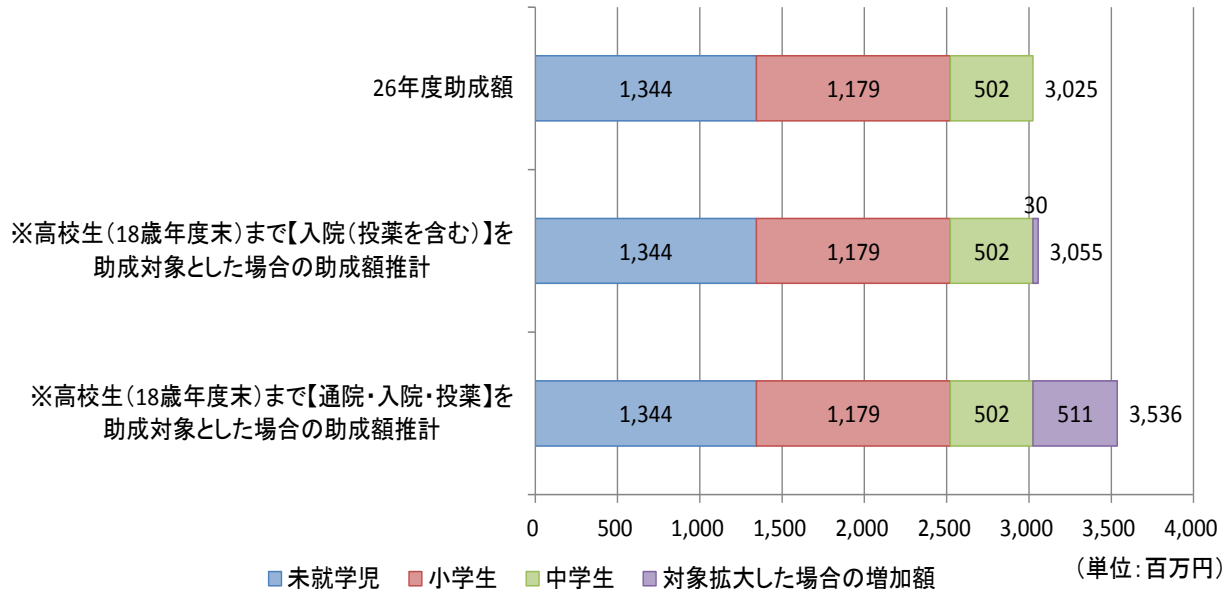
図表 14 子ども医療費助成額・対象者数の推移



[出典] 練馬区「練馬区各会計歳入歳出決算説明書」をもとに作成

子ども医療費助成を高校生（18歳年度末）まで拡大（通院・入院・投薬）すると、毎年度、現状の30億円に加えて、さらに約5億円を確保し続けなければなりません。

図表 15 子ども医療費助成の対象者を高校生（18歳年度末）まで拡大した場合の試算

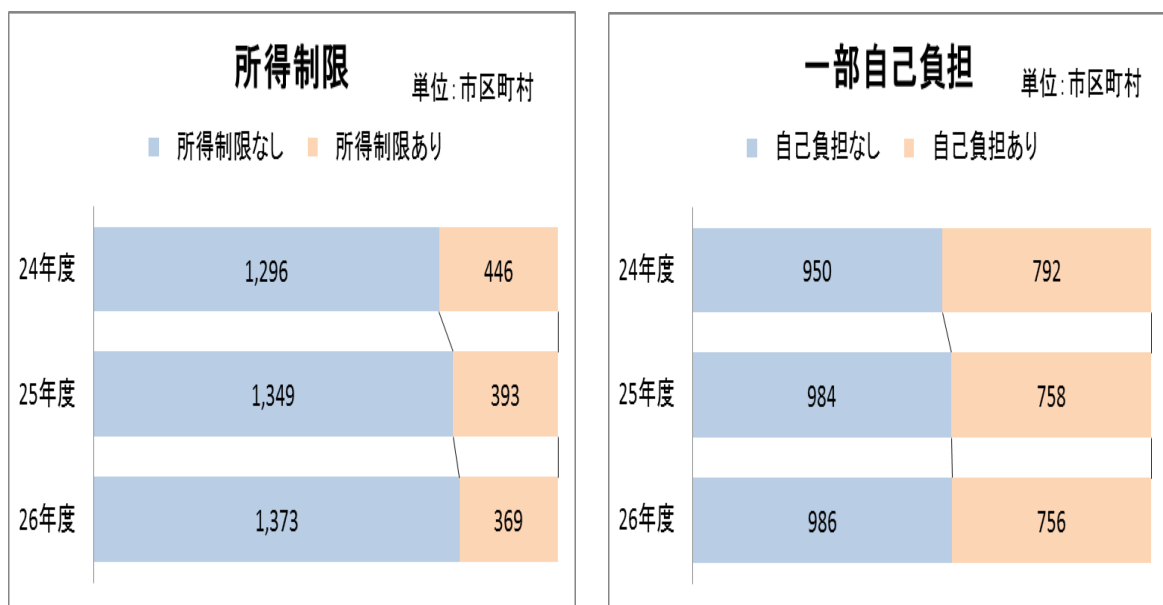


※26年度助成額の内訳は医療機関からの請求による助成額に基づき試算

※高校生(18歳年度末)までの助成拡大(推計)は、中学生の助成額に基づき、平成27年4月1日現在の高校生相当人口と中学生人口を比較して算出

[出典] 練馬区「練馬区各会計歳入歳出決算説明書」をもとに作成

図表 16 全国の市区町村の所得制限・一部自己負担の状況



※23区においては、現在、所得制限および一部自己負担はありません。

[出典] 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べの調査データをもとに作成

(9) 支援が必要な子どもや家庭の実態はどうなっていますか？

➡ 支援を必要とする子どもや家庭は増加傾向にあり、その抱える課題は複雑化・深刻化しています。

貧困な家庭の子どもが成人になっても貧困状態から抜け出せない「貧困の連鎖」が社会問題となっています。とりわけ、ひとり親家庭では、「子育て」と「家計の維持」のすべてをひとりの親が担うため、負担が大きく、住居、収入、子どもの養育など、生活の様々な面で問題が生じやすくなります。

また、障害のある子どもや虐待を受けている子どもなど、支援を必要とする子どもや家庭の抱える課題は、複雑化・深刻化しています。

区では、貧困の連鎖の防止、虐待の防止等、すべての子どもの健やかな育成を支えるため、生活困窮家庭の子どもへの学習支援、虐待等の相談支援体制の充実、ひとり親家庭の就労や生活支援などに取り組んでいます。

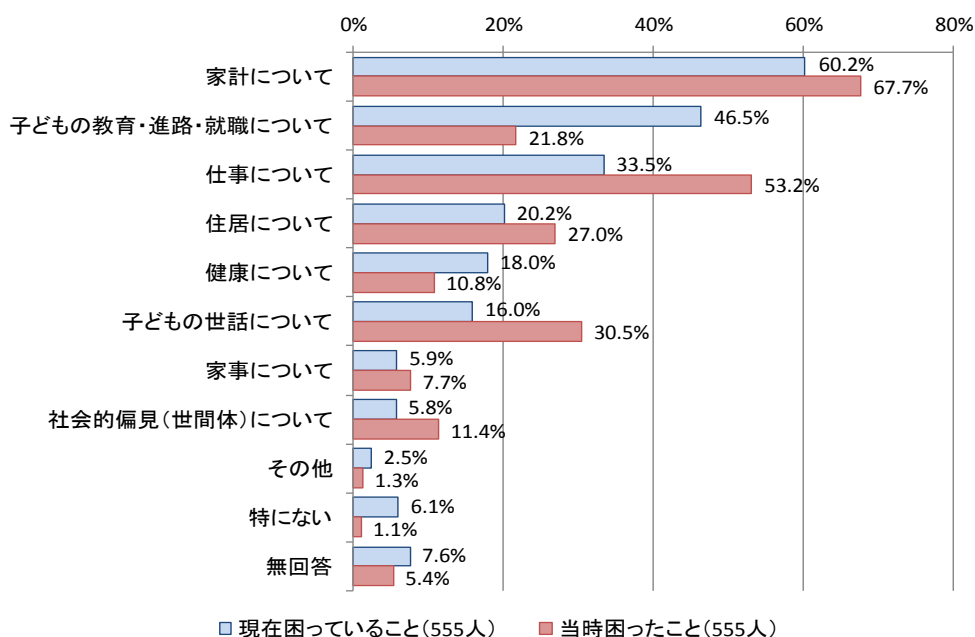
【区の考え】

現在進めている取組に加え、家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちに対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりに合った生活支援や学習支援を行います。また、障害のある子どもや虐待など対応が必要な子どもと家庭に対しても、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が相互に協力して支援に取り組むとともに、地域の方々や民間の力を活かした見守りのネットワークなどを広げていきます。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

ひとり親家庭では、家計・仕事のほかに、子どもの教育や進路、世話などに困っています。

図表 17 調査「ひとり親世帯になった当時困ったこと、現在困っていること」（複数回答）



【出典】東京都福祉保健基礎調査「東京の子供と家庭」（平成 24 年度）をもとに作成

2 超高齢社会への対応

【直面する課題】

- 区内の65歳以上の高齢者人口は増加を続けており、平成27年1月1日現在で約152,000人、高齢化率は21.3%となっています。現状では、前期高齢者（65歳以上74歳以下）と後期高齢者（75歳以上）とがほぼ同数となっていますが、今後は後期高齢者の人口もその割合も増加していきます。その結果、区では、「高齢者人口の増加」と「要介護認定率の上昇」が同時に進行するため、「介護ニーズの急激な増加」への早急な対応が必要となります。
- 高齢者の方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援がその人に合わせて一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立が求められています。
- そのためには、サービスの提供の仕方やあり方を見直すとともに、医療と介護の連携を進める必要があります。区は特に、次の4点を課題と考えています。
 - ① **介護予防の取組を強化**：多くの高齢者の方が元気に自立生活を送っていけるよう、介護予防や要介護状態の改善に向けた機運を高め、区民の皆さんや事業者と一体となった取組を強化していくことが必要と考えています。
 - ② **区の高齢者向け福祉サービスの見直し**：介護保険給付費以外の高齢者向け福祉サービスも実施していますが、高齢者の増加に伴って、その費用も増大する見込みです。今後、「いきいき健康券」を始めとする給付事業や高齢者向けサービスのあり方を見直すことが必要と考えています。
 - ③ **病床の確保**：「地域包括ケアシステム」の確立に向けて、在宅療養ネットワークを構築するとともに、身近な地域に病床を確保する必要があります。
 - ④ **ひとり暮らし高齢者の支援**：「ひとり暮らし高齢者」は生活支援の必要性が高く、要介護認定率も非常に高くなっており、見守り体制の強化など支援策を検討する必要があります。

(1) 高齢化が進むとのことですが、練馬区は今後どのくらい高齢者が増えますか？

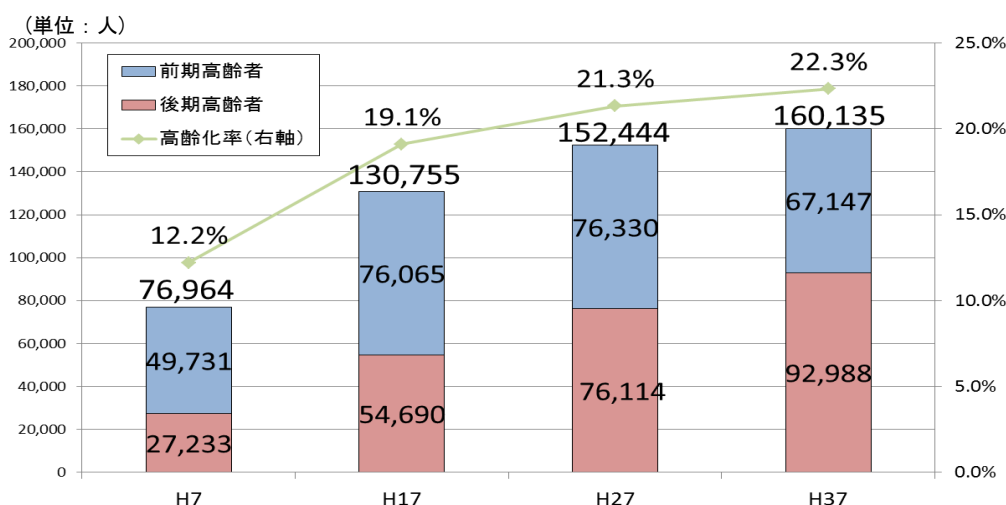
➡ 後期高齢者が急速に増加し、高齢者全体の6割近くになります。

練馬区の高齢者人口は増加し続け、超高齢社会がさらに進展します。団塊世代が全員 75 歳以上となる平成 37 年には、練馬区の高齢者人口は約 16 万人に及びます。

今後、要介護認定率が高い「後期高齢者」が増加し、平成 37 年には高齢者全体の6割近くを占めます。その結果、要介護認定率は、平成 37 年に約 24%となり、高齢者の 4 人に 1 人が要介護認定を受けている状況になると予測しています。

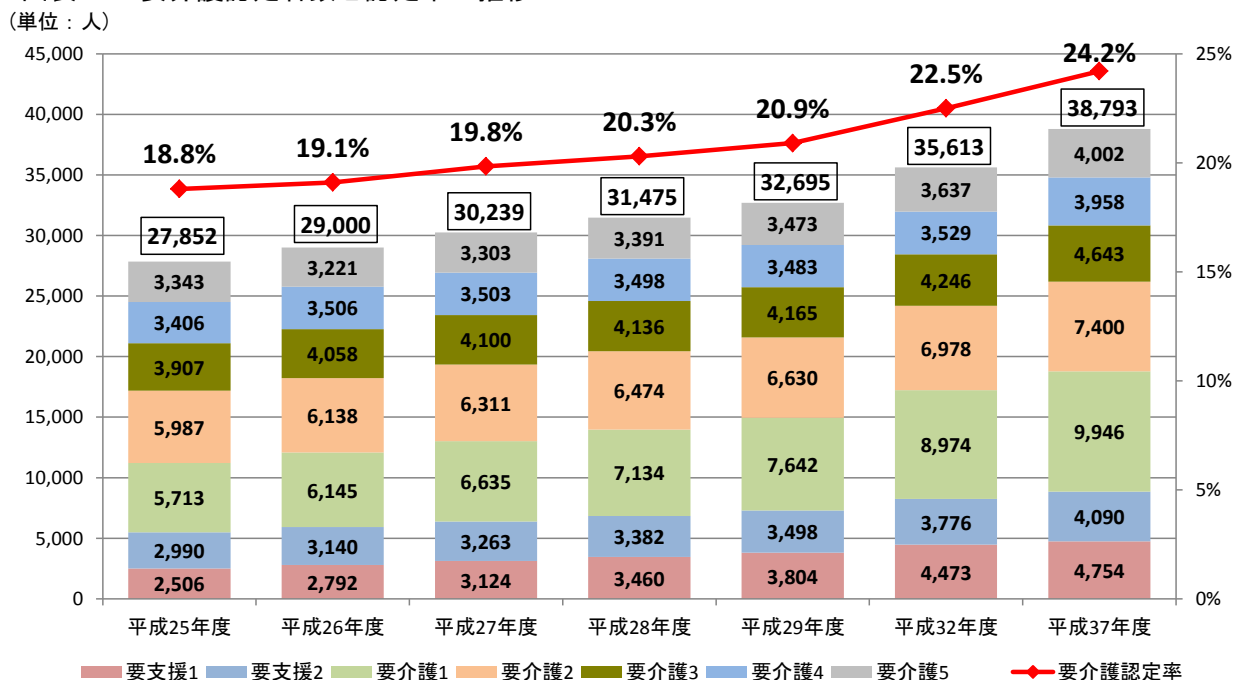
今後 10 年間で、後期高齢者が約 17,000 人増加し、要介護認定者は約 8,000 人増加する見込みです。

図表 18 高齢者人口と高齢化率の推移



[出典] 練馬区「練馬区高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画（第6期）」をもとに作成

図表 19 要介護認定者数と認定率の推移



[出典] 練馬区「練馬区高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画（第6期）」をもとに作成

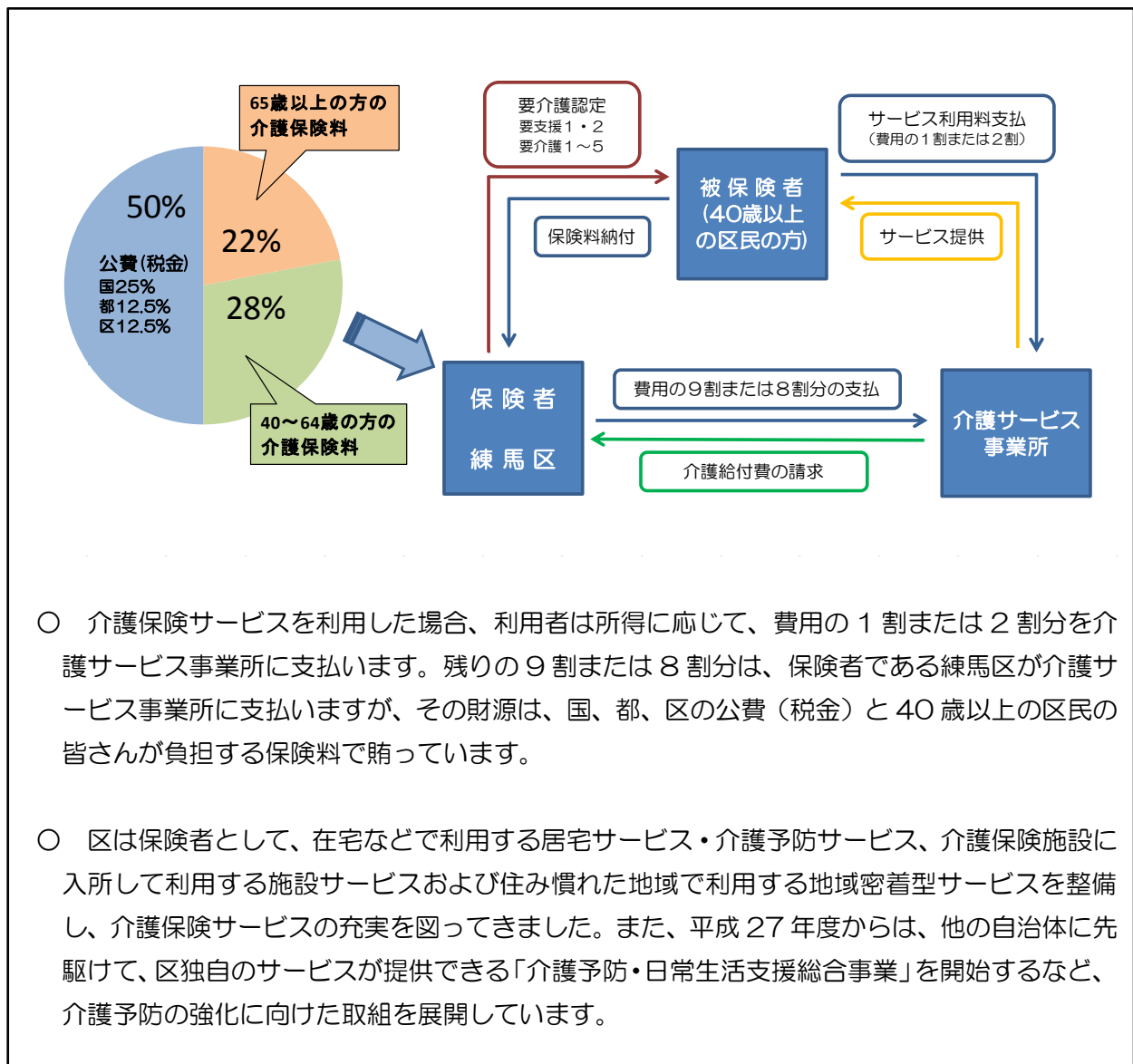
(2) 区が介護保険サービスに使うお金は増えるのですか？

➡ 平成 12 年度の制度開始から 15 年間で 3.8 倍となっており、今後も増加する見込みです。

介護保険は、介護が必要な状態となっても、できる限り自宅で自立した日常生活を営めるように、必要な介護サービスを総合的に提供する社会保険制度です。実施主体（保険者）は、練馬区です。

区が介護保険サービスで負担するお金は、平成 27 年度は 459 億円となっており、制度が始まった平成 12 年度の 121 億円と比べて、15 年間で約 3.8 倍になっています。今後の高齢者人口の動向から、平成 37 年度には、現在より 173 億円増加して 632 億円となる見込みです。これに伴い、区民の皆さんの負担も増加していきます。

図表 20 介護保険の財源構成と制度の仕組み

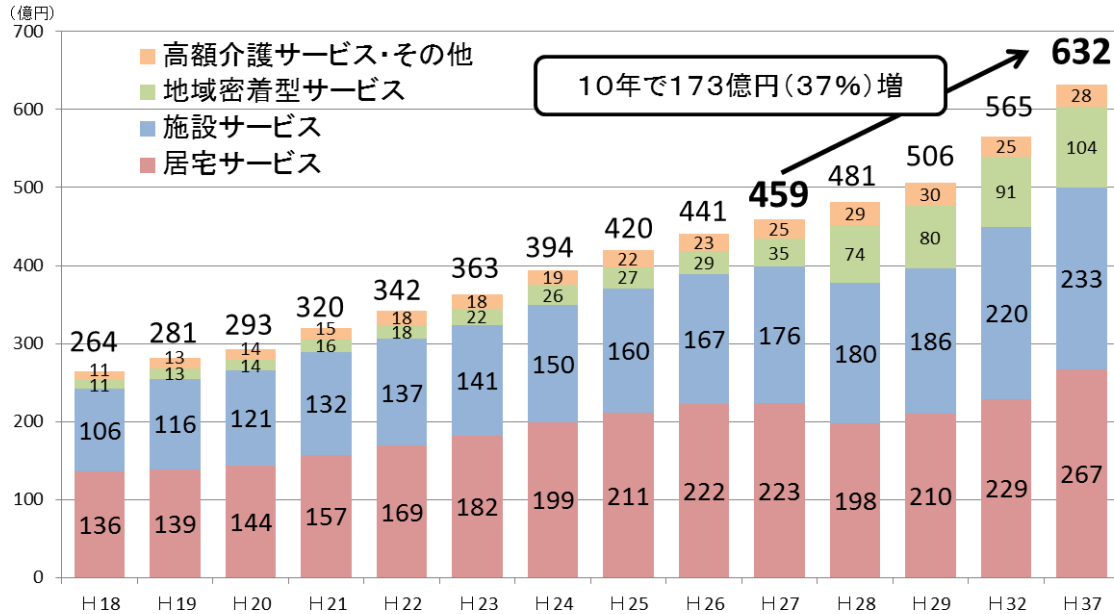


- 介護保険サービスを利用した場合、利用者は所得に応じて、費用の1割または2割分を介護サービス事業所に支払います。残りの9割または8割分は、保険者である練馬区が介護サービス事業所に支払いますが、その財源は、国、都、区の公費（税金）と40歳以上の区民の皆さんが負担する保険料で賄っています。
- 区は保険者として、在宅などで利用する居宅サービス・介護予防サービス、介護保険施設に入所して利用する施設サービスおよび住み慣れた地域で利用する地域密着型サービスを整備し、介護保険サービスの充実を図ってきました。また、平成27年度からは、他の自治体に先駆けて、区独自のサービスが提供できる「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始するなど、介護予防の強化に向けた取組を展開しています。

[出典] 練馬区高齢施策担当部資料

介護保険給付費は約 459 億円（平成 27 年度）で、10 年後には 1.4 倍の約 632 億円に増加する見込みです。

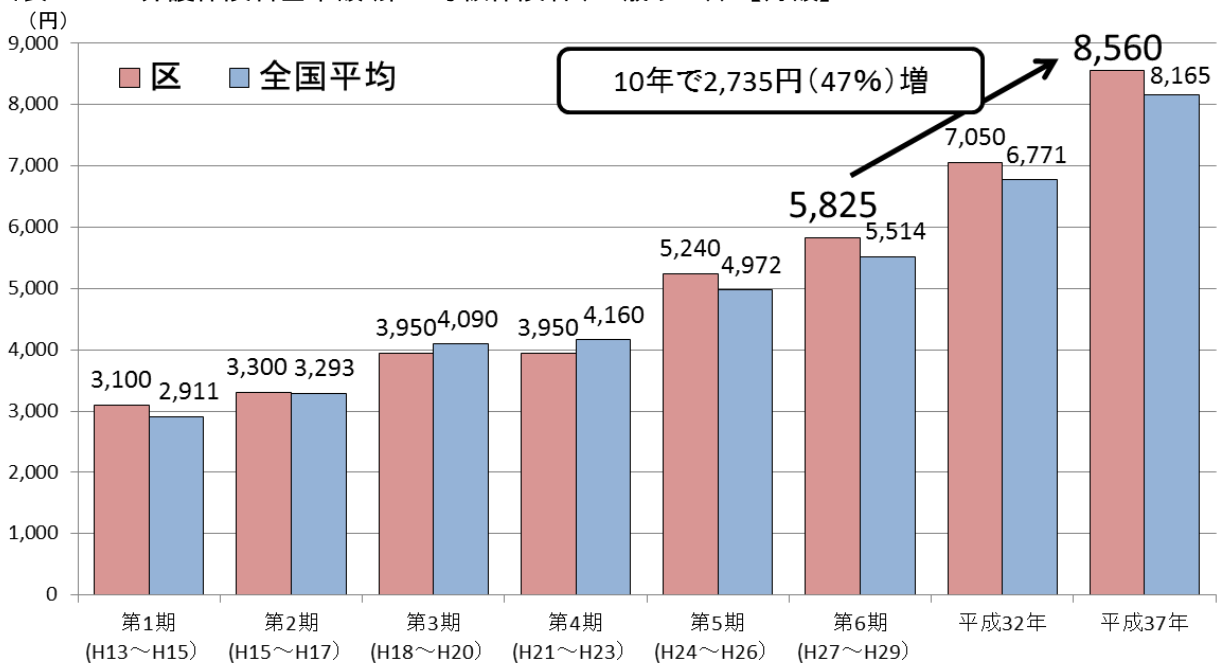
図表 21 介護保険給付費の推移



※平成 27～29 年度、32 年度、37 年度は計画値。グラフ上部の数値は給付費総額。

[出典] 練馬区高齢施策担当部資料

図表 22 介護保険料基準額(第 1 号被保険者(65 歳以上))【月額】



※介護保険料は、本人等の所得に応じて負担額が変わり、区では、15 段階の所得区分を設けています。「基準額」は、各所得段階の保険料額を決定するための基準となる額です（基準額×0.45～3.00）。

[出典] 練馬区「練馬区高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画（第6期）」をもとに作成

(3) 介護予防事業とは、どんな取組ですか？

➡ 要介護状態とにならないための取組は様々ありますが、介護予防事業もその一つです。事業に参加した方の8割は身体状態が改善または維持しており、介護予防に取り組むことが効果的といえます。

要介護認定を受けていない区民を対象に区が実施している介護予防事業に参加した方のうち、約 29%が状態が改善し、約 55%が状態維持となっています。状態が悪化したという方はわずか4%です。事業の対象は 18,645 人で、参加者は 1,056 人と参加率が低くなっています。健康寿命の延伸に効果の高い介護予防の取組をさらに広めていくことが必要です。

一方、要介護認定者のうち、要介護認定の更新時に介護度が軽くなった方は 17%となっており、38%の方が重くなっています。高齢者の充実した生活を支援するためにも、要介護となっても介護度の改善に向けた取組強化が重要な課題となっています。

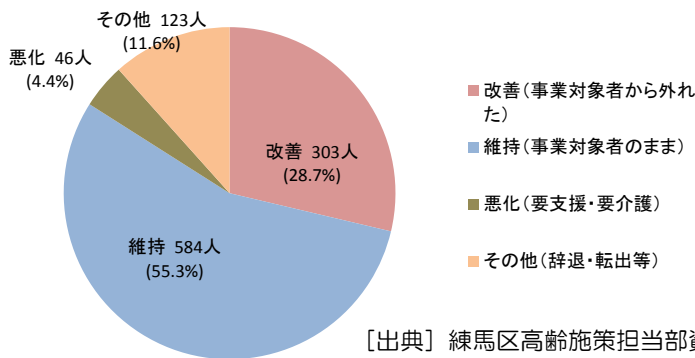
【区の考え】

区は、お互いを助け合う介護保険制度を持続可能なものとするためにも、介護予防や要介護状態の改善に向けた魅力ある事業とするなど、区民の皆さんや NPO 法人、事業者と一体となった取組を強化していきたいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

介護予防事業の参加者のうち 80%が、状態が改善または維持となっています。

図表 23 介護予防事業の効果（平成 26 年度）



介護予防事業の例

- ・ 高齢者筋力トレーニング
- ・ 足腰しゃっきりトレーニング教室 (室内・プール)
- ・ 若さを保つ栄養教室
- ・ しっかりかんで元気応えん教室

認定の更新では 38%の方が重度化しています。

図表 24 認定の更新等による要支援・要介護度の変化 (平成 25 年度)

前回の介護度	更新後の介護度		
	軽度化	維持	重度化
要支援 1	1%	44%	54%
要支援 2	18%	45%	36%
要介護 1	13%	46%	41%
要介護 2	21%	39%	40%
要介護 3	22%	37%	40%
要介護 4	28%	43%	30%
要介護 5	26%	74%	—
計	17%	45%	38%

[出典] 練馬区高齢施策担当部資料

(4) 区が独自に実施している高齢者向けサービスに使うお金は増えるのですか？

➡ このままサービスを続けると10年間で1.45倍になります。

区は、高齢期の方々の社会参加を支援するために「いきいき健康券」を交付するなど、介護保険給付費以外の高齢者向け福祉サービスを実施しています。こうした現在のサービスをそのまま続けた場合、その費用は、今後10年間で約1億5,000万円(約45%)増加することが見込まれます。

【区の考え】

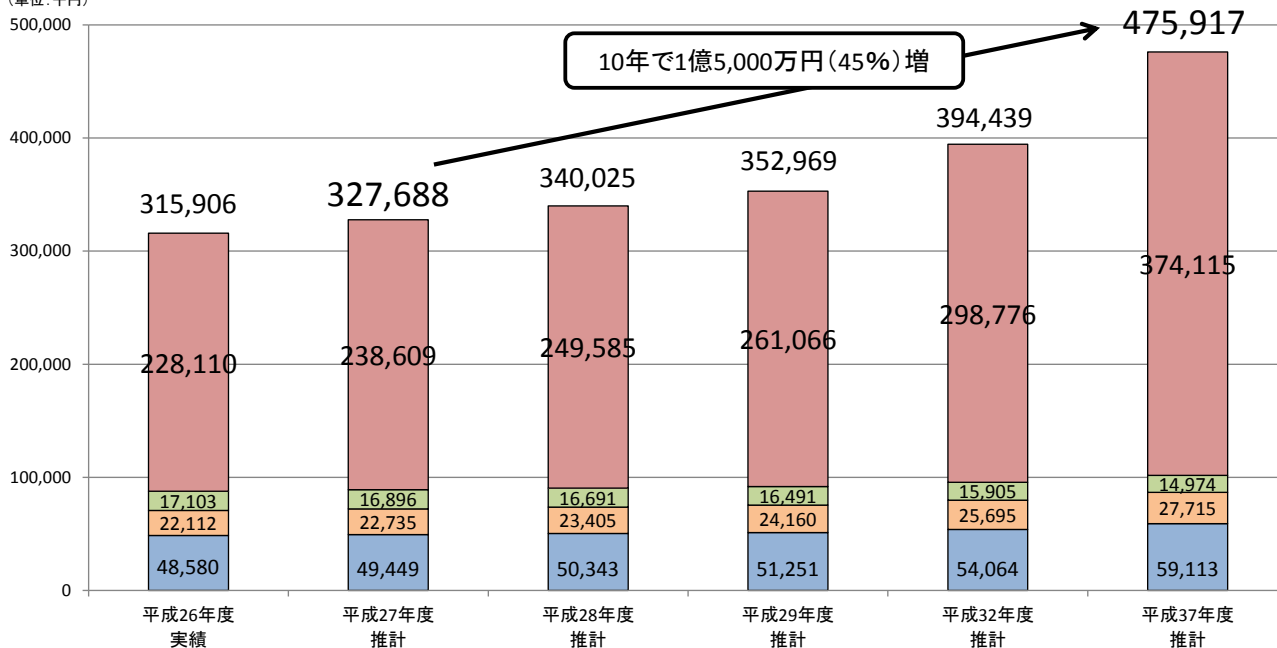
区は、「いきいき健康券」を始めとした高齢者向けの一律的な給付事業やサービスを、介護予防への効果や受益者負担の観点から点検し、見直しをしていきたいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

高齢者向け給付的事業の経費は、今後10年で約1億5,000万円増加する見込みです。

図表 25 高齢者向け給付的事業の経費推計

(単位:千円)



- いきいき健康事業 … 65歳以上の方に、社会参加を支援するため、公衆浴場や映画鑑賞など希望の事業に利用できる「いきいき健康券(3,000円相当)」を交付しています。
- 三療サービス … 65歳以上の方に、はり、きゅう、マッサージ、指圧のいずれかを1回1,500円で受けられる利用券を交付しています。
- 敬老祝品 … 区内最高齢(30,000円)、100歳以上(20,000円)、白寿(99歳、10,000円)、米寿(88歳、5,000円)の方にお祝品(区内共通商品券)を贈呈しています。
- ひとりぐらし高齢者入浴証 … 65歳以上でひとりぐらしの方に、区内公衆浴場を1回あたり100円で利用できる入浴証(年間52枚以内)を交付しています。

[出典] 練馬区高齢施策担当部資料

(5) 区の病床数は他の特別区と比べて少ないと聞きましたが…？

➡ 人口 10 万人あたりで 23 区平均の 3 分の 1 程度と最も少なくなっています。

高齢者の地域での生活を支えるためには、病院や診療所、介護施設などが連携し、各種サービスをいつでも身近なところで利用できるように環境を整え、地域包括ケアシステムを確立することが求められています。

そのためにも、区内に一定の病床を確保することが必要です。しかし、病床数は、二次保健医療圏というブロック単位で管理する仕組みとなっています。練馬区は、区西北部二次保健医療圏（豊島区、北区、板橋区、練馬区の 4 区で構成）に属しており、練馬区の判断で病床を増やすことはできません。現在、区の一般・療養の病床数は、人口 10 万人あたりで 23 区平均の 3 分の 1 にとどまっています。区民の安心のためにも病床の確保は喫緊の課題です。

【区の考え】

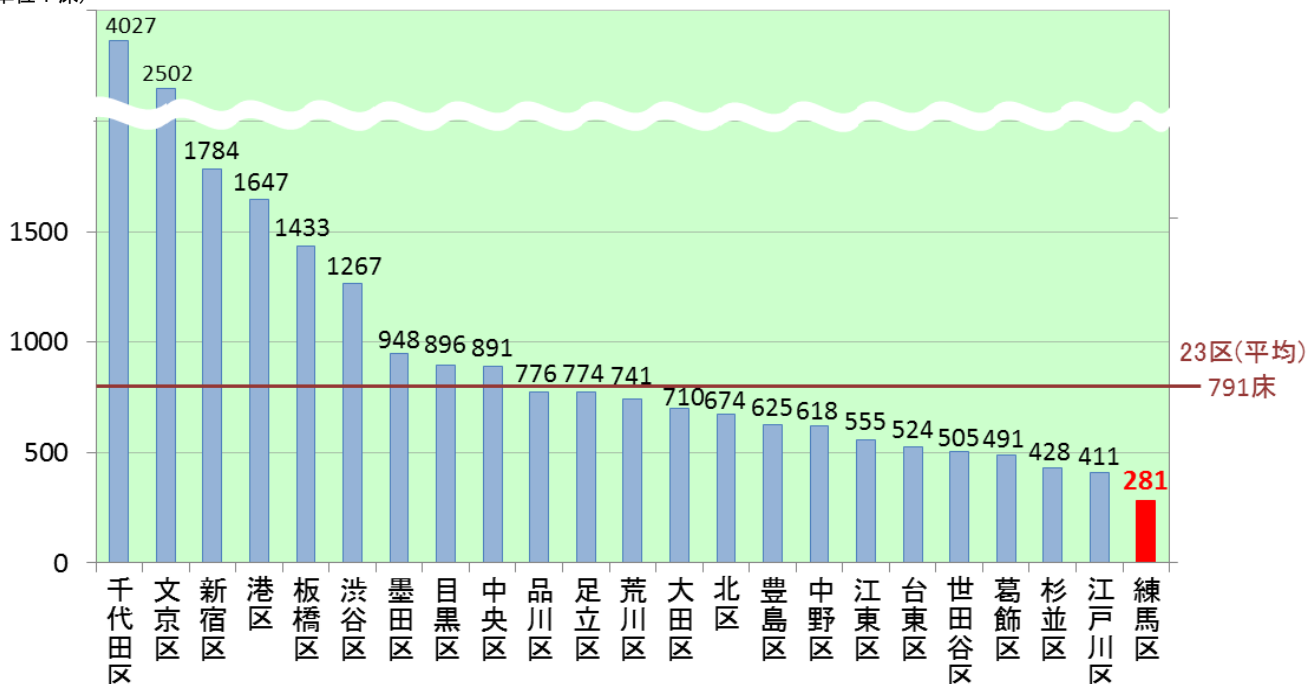
区は、地域包括ケアシステムの確立に向けて、医師会等とともに在宅療養ネットワークを構築します。また、そのための環境整備として、新規に病床を整備する医療法人等に対する支援制度などを活用しながら、同一医療圏内からの病床移転を含めて病院整備を促進します。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

人口 10 万人あたりの病床数は、23 区中最も少なく、23 区平均の 3 分の 1 となっています。

図表 26 人口 10 万人あたり一般・療養病床数

(単位：床)



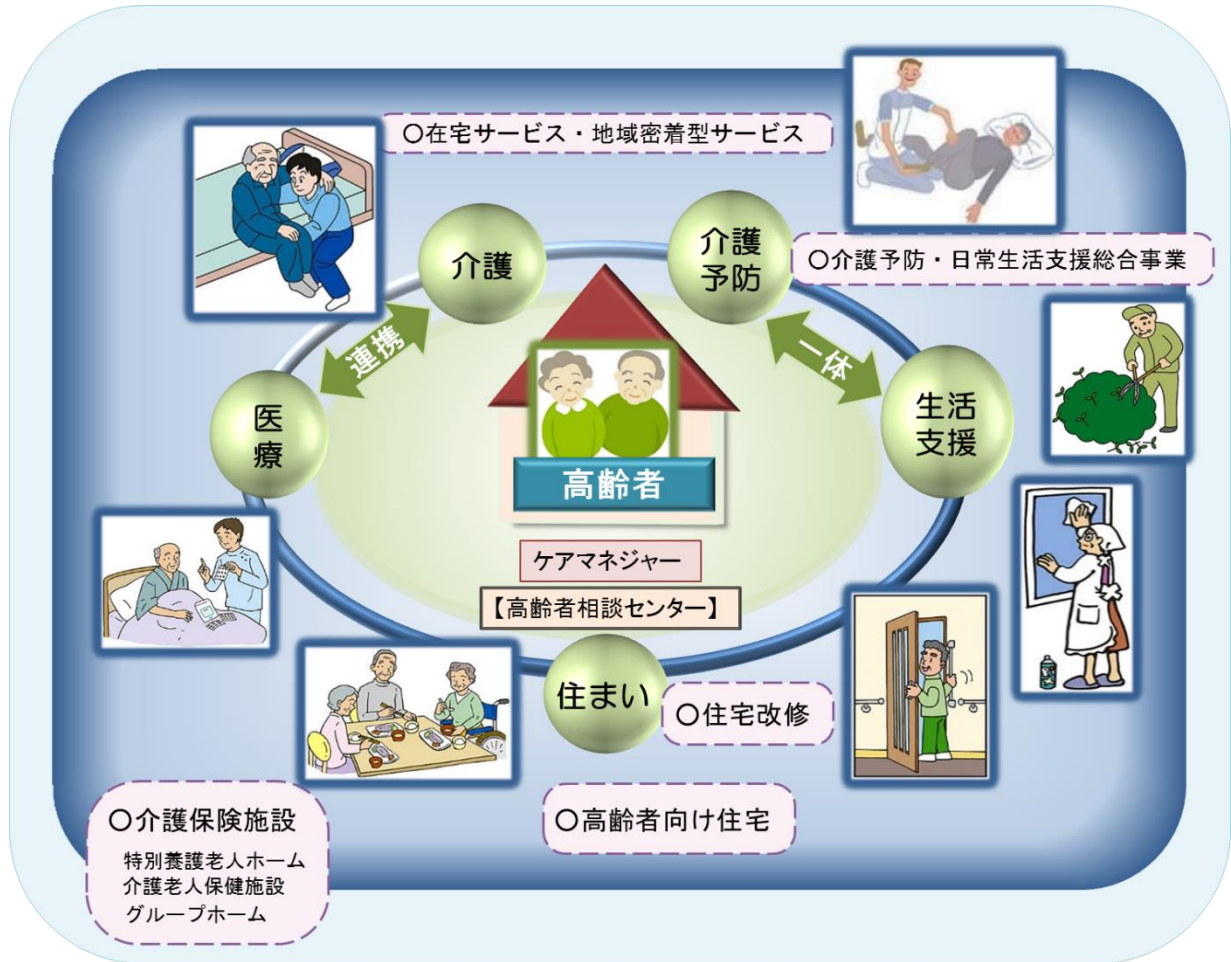
【参考】 全国(平均)：964床 / 東京都(平均)：785床 / 都内市町村(平均)：772床

※平成 26 年 9 月 1 日現在

[出典] 東京都「医療機関名簿」(平成 26 年)をもとに作成

住み慣れた地域において人生の最期まで暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立します！

図表 27 地域包括ケアシステム（イメージ）



[出典] 練馬区高齢施策担当部資料

(6) 高齢者の「ひとり暮らし」が増えているといわれていますが…？

➡ 「ひとり暮らし高齢者」はこの20年間で4倍となっており、今後も増加する見込みです。

「ひとり暮らし高齢者」は、20年間で12,000人から46,000人に増加しています。核家族化の進行や、未婚率の上昇等を背景に、今後も増加が見込まれています。将来的には高齢者の半数近くがひとり暮らしとなる可能性があります。ひとり暮らし高齢者は、会話や外出の機会の減少などの要因により、複数世帯に比べて要介護認定率が大変高くなっています。

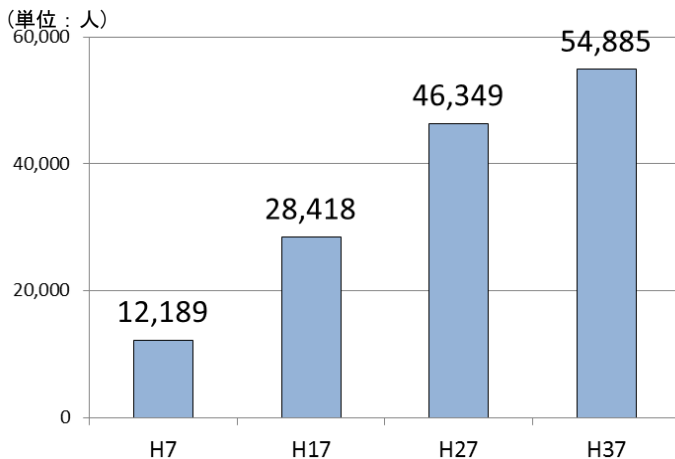
【区の考え】

「ひとり暮らし高齢者」は、将来的に、だれもがなりうる可能性があります。区は、ひとり暮らしとなっても、高齢者が孤立せず、地域で安心して自立した生活を送り続けられるよう、地域全体での見守りや支え合いができる体制をつくりたいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

ひとり暮らし高齢者は20年前に比べて約4倍に増加し、今後も増える見込みです。複数世帯と比べて、ひとり暮らし高齢者の「要介護認定率」および「生活保護率」が高くなっています。

図表 28 ひとり暮らし高齢者数の推移



[出典] 練馬区福祉部資料

図表 29 要介護認定状況(平成27年3月末)

	要介護認定率	要介護認定者数
高齢者全体	19.4%	29,500人
うち、ひとり暮らし	31.2%	14,500人
うち、複数世帯	14.2%	2,200人
前期高齢者全体	5.0%	3,800人
うち、ひとり暮らし	9.2%	1,700人
うち、複数世帯	3.7%	2,200人
後期高齢者全体	33.8%	25,700人
うち、ひとり暮らし	45.4%	12,800人
うち、複数世帯	27.0%	12,900人

[出典] 練馬区福祉部資料

図表 30 生活保護の状況(平成27年3月末)

	区全体	高齢者全体	高齢単身者
保護人数	17,000人	7,200人	4,500人
生活保護率	2.4%	4.7%	9.7%

[出典] 練馬区福祉部資料

3 都市基盤の整備と維持

【直面する課題】

- 練馬区の特徴は、みどりが豊かなことです。緑被率は約25%と、23区で最も高くなっています。農地は、東京23区内の約4割を有しています。しかし、練馬区のみどりのうち、8割弱が農地や宅地などの民有地のみどりであり、相続などで減少しています。
- 区北西部には、鉄道駅から1 km以上離れた鉄道空白地域が存在しています。
- 区内の都市計画道路の整備率は約 50%で、23 区平均の約 64%を大きく下回り、特に西部地域の整備率は約 30%と低い状況です。
- 現在、練馬区には道路（区道延長約 1 千km）・橋梁（125橋）・公園や緑地（433か所・面積約90ha）等の多くのインフラ施設があります。これらの施設は、適切な維持管理や更新が必要です。

- 区民が将来にわたって、都市の利便性と良好な環境が両立した生活を送れるようにするため、区は次のような取組が必要と考えています。
 - ① **みどりのネットワークの形成**：公園や緑地を整備し、それらを結ぶ河川、道路などもみどりを増やすことで、みどりのネットワークを形成します。また、区民の皆さんと協働して、生け垣や花壇づくりなど、みどりが実感できるまちづくりを進めます。
 - ② **都市農地の保全**：都市農地の保全に向け、法制度の見直しなど国への働きかけや、都市計画制度を利用した農地や屋敷林の保全・活用を図ります。
 - ③ **大江戸線の延伸**：都営地下鉄大江戸線の延伸に向けて事業予定者である東京都との協議などを積極的に進め、早期延伸の実現をめざします。
 - ④ **道路の整備**：都市計画道路の整備をさらに進めます。道路が都市生活を支える良質な空間となるように整備していきます。あわせて、鉄道の立体化の促進に取り組みます。
 - ⑤ **インフラ施設の予防保全**：インフラ施設を予防保全的な管理へ転換し、施設の長寿命化を図るとともに、点検・維持管理方法の工夫をしていきます。

(1) 練馬区はみどりが豊かですが、今後もみどりを守れるのでしょうか？

➡ 8割が農地や宅地など民有地のみどりであり、減少が見込まれます。

区の緑被率は、25.4%と、23区で最も高く、みどりの豊かさと大都市の利便性を合わせて享受できることが区の特質となっています。とりわけ、農地は、東京23区内の約4割を有しており、農作物の供給を始めとして、防災、環境保全、景観形成、レクリエーション・コミュニティ、教育、福祉・保健といった多面的な機能を有効に保全・活用することが期待されています。

しかし、練馬区のみどりのうち、8割弱を農地や宅地などの民有地のみどりが占めており、今後も減少が見込まれます。

【区の考え】

みどりの拠点となる公園や緑地、拠点間を結ぶ河川、道路などの公共施設を、みどりを楽しむ空間ととらえ、公園・緑地整備、河川改修、道路整備を進めます。

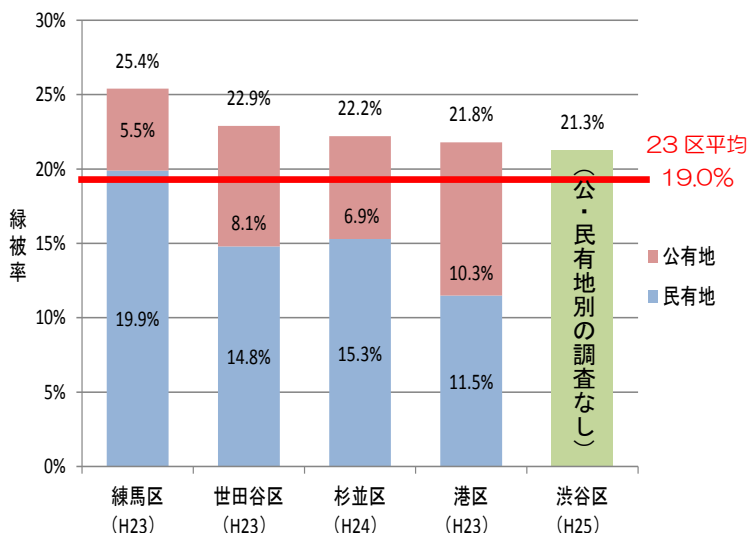
今後、みどりの確保・創出に向けて、生け垣や花壇づくりなど区民の皆さんとの協働をさらに進めることにより、みどりを実感できるまちづくりを進めます。

また、都市計画制度を利用して農地や屋敷林を保全しつつ、都市農地の多面的機能の活用を図っていきたいと考えています。相続税など税制の見直しを国に働きかけるなど、都市農地の保全に向けた取組を推進します。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

練馬区の緑被率、農地面積とも、23区で一番です。

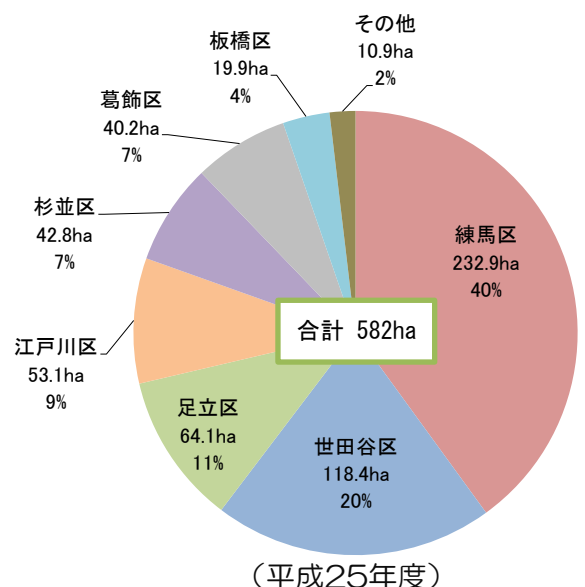
図表31 23区 上位5区の緑被率



※緑被率は各区のホームページやみどりに関する報告書より引用
 ※測定方法は各区により異なります。
 ※区名下の括弧内の数値は調査年度

[出典] 練馬区環境部資料

図表32 区部の農地面積構成比

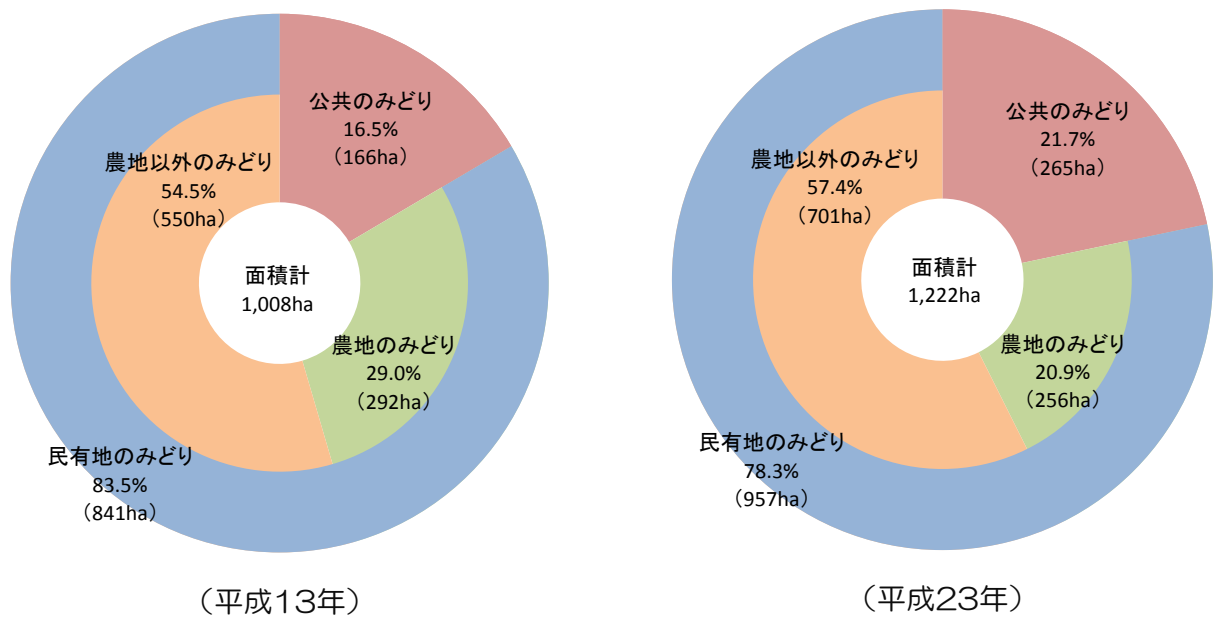


(平成25年度)

[出典] 練馬区都市整備部資料

区のみどりの割合は、平成13年から10年間で公共のみどりが5ポイント増えました。

図表33 区の公共のみどりと民有地のみどりの割合の変化

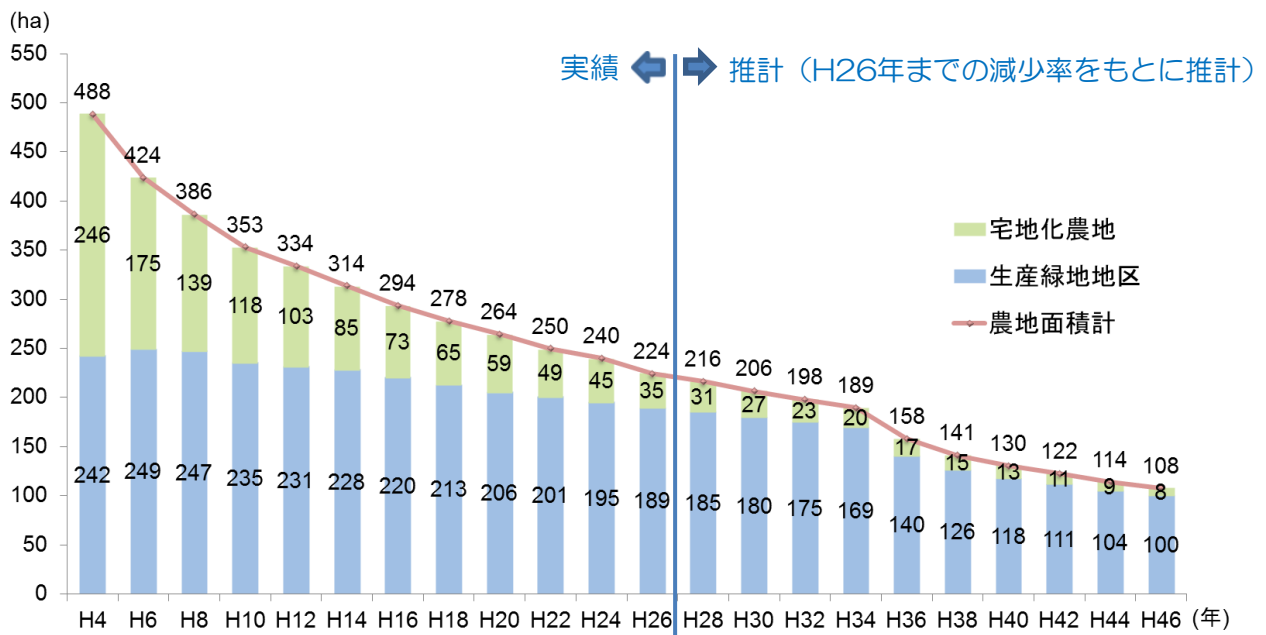


※面積は参考値。みどりの面積は、平成13年は10m程度、平成23年は1m程度を最小単位として調査している。
平成23年は、より小さなみどりまで抽出しているため、面積が増加している。

〔出典〕練馬区環境部資料

練馬区の農地面積は減少が続いており、今後さらに減少すると推計されます。

図表34 練馬区農地面積の実績・推計



〔出典〕練馬区都市整備部資料

(2) 区内の鉄道交通の利便性はどのような状況ですか？

➡ 都心部へのアクセスが向上しましたが、区北西部に鉄道空白地域があります。

区内には、西武池袋線や西武新宿線、東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線、都営地下鉄大江戸線などが運行しており、相互乗り入れが進み、都心部へのアクセスが向上しました。

しかし、区北西部には、鉄道駅から1 km以上離れていて、鉄道利便性が十分でない地域が存在しています。こうした鉄道空白地域は、23区内にはごくわずかしかありません。

区内すべての地域で、鉄道利便性の確保が必要です。そのためには、都営地下鉄大江戸線を大泉学園町まで延伸することが不可欠です。区は、区画整理事業や用地取得など沿線のまちづくりを進めています。

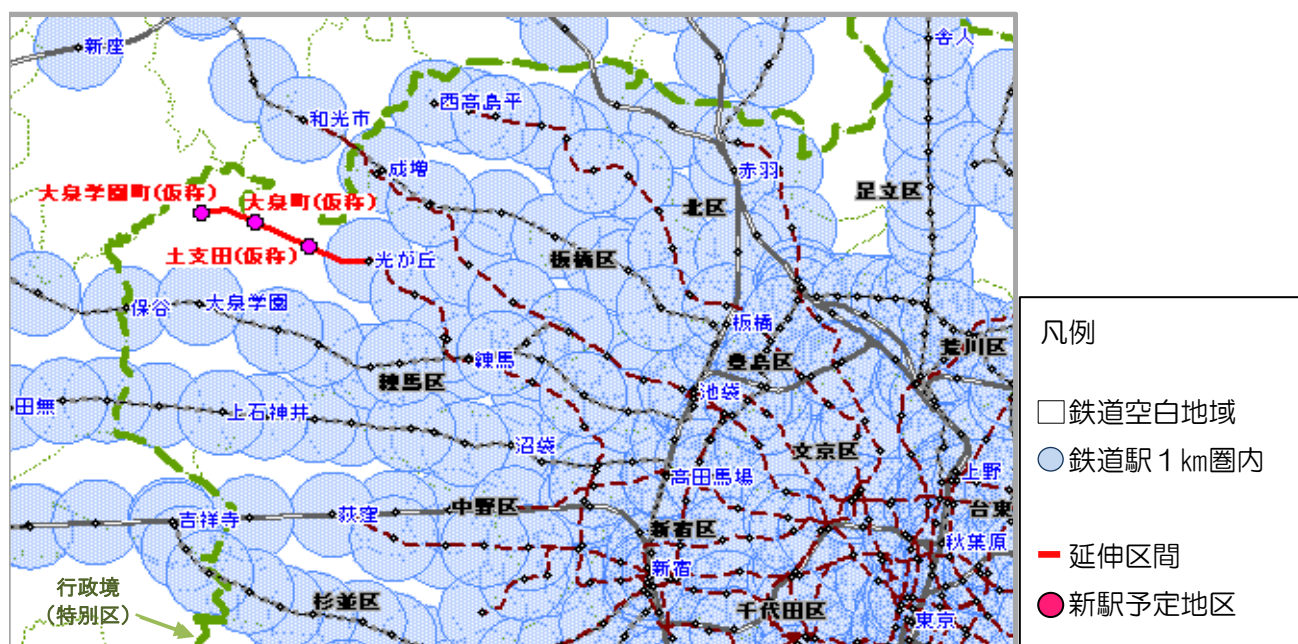
【区の考え】

都営地下鉄大江戸線の早期延伸をめざし、事業予定者である東京都との協議を進めます。また、延伸実現のためには、区も積極的に役割を果たすことが必要です。引き続き沿線のまちづくりを進めるとともに、大江戸線延伸推進基金を活用し、応分の負担をしていきたいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

区北西部に鉄道駅から1 km以上離れた鉄道空白地域が存在しています。このような空白地域は23区内ではごくわずかです。

図表 35 大江戸線の延伸区間と鉄道空白地域



[出典] 練馬区都市整備部資料

(3) 区内の都市計画道路の整備は、どのような状況ですか？

➡ 区内の道路整備率は低く、特に西部地域の都市計画道路の整備率は3割にとどまっています。

道路は、交通・環境・防災・景観といった様々な機能を持ち、電柱や水道管などライフラインの設置空間となるなど都市生活に不可欠な役割を担う、まちづくりの基盤です。

区内の都市計画道路の整備率は50.3%^{*1}であり、23区平均の64.2%^{*2}を大きく下回っています。特に西部地域の整備率は30.1%^{*1}と低く、主に南北方向の道路整備の遅れが目立っています。本来、都市計画道路を通行すべき車両が住宅地の狭い道路へ流入しているため、交通事故の懸念があるほか、円滑な消防活動に支障をきたしているなどの問題があります。

(*1 平成27年3月31日現在、 *2 平成26年3月31日現在)

道路と交差している鉄道については、踏切部における渋滞や市街地の分断などの問題があります。西武池袋線の一部は、鉄道の立体化が進んでいますが、他ではいまだ未着手です。

【区の考え】

事業中路線の整備を着実に進め、5年後には、整備率を23区平均であるおおむね6割に、また、都と区市町で検討している平成28年度から37年度までの事業化計画では、完成後において、完成後の整備率がおおむね8割になることをめざします。

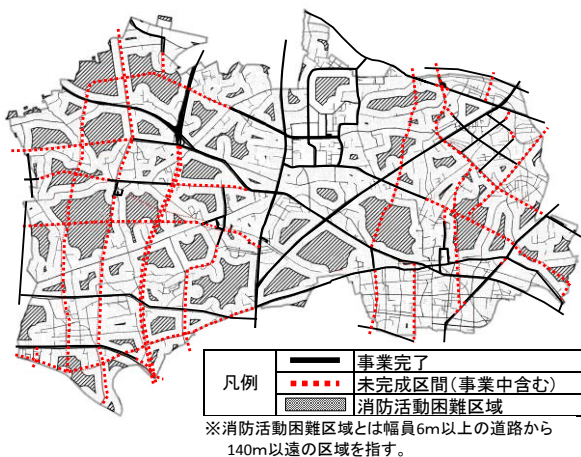
整備に際しては、単に自動車交通としての道路整備ではなく、街路樹等による緑化や無電柱化、自転車レーンの整備など快適な都市環境を創出していきます。

また、外環の2などの都市計画道路と交差する西武新宿線については、沿線まちづくりを進めるとともに、事業化を都に働きかけ、早期の鉄道立体化をめざします。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

未完成区間の道路整備が進むと、消防活動が困難な区域が少なくなります。

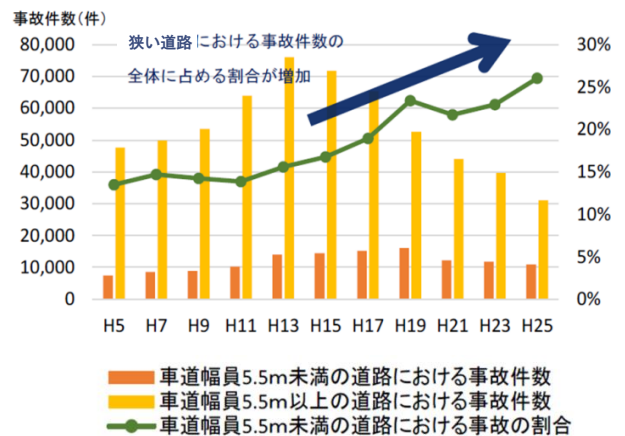
図表36 区内における都市計画道路の整備状況および消防活動困難区域



※都市計画道路の整備状況は、平成27年3月31日時点
 ※消防活動困難区域は平成23年度
 [出典] 練馬区都市整備部資料

全体の事故件数は減っていますが、狭い道路での事故件数は横ばいです。

図表37 都内における事故発生件数の割合



[出典] 東京都・特別区等「東京における都市計画道路の整備方針(第4次)中間のまとめ」(平成27年5月)をもとに作成

(4) 都市計画道路の整備には、どのくらい費用がかかるのですか？

➡ 都市計画道路の整備には、1mあたり、おおむね900万円の費用がかかると試算されます。整備費用には国や都の補助金などを活用します。

都市計画道路の整備には、用地買収費や工事費など、さまざまな費用がかかります。各年度の整備費用は、事業の進捗や買収する事業用地の地価によって大きく異なり、平成22年度～26年度の5年間では約5億円から約22億円程度でした。整備費用には、国の社会資本整備総合交付金や都の都市計画交付金が交付され、残りの区が支出する経費についても特別区財政調整交付金（58頁参照）の対象となり、財源が確保される仕組みとなっています。

平成28年度からを計画期間とする都市計画道路の新たな整備方針では、区が整備する都市計画道路として、約5.6kmの区間を位置付けています。その全ての整備には、測量などの準備期間も含め、おおむね20年の期間と約500億円の事業費がかかると試算しています（事業費は区が整備した補助132号線、補助235号線の用地買収費、工事費等を参考に算出）。1年あたりでは約25億円、1mあたりに換算するとおおむね900万円となります。

【区の考え】

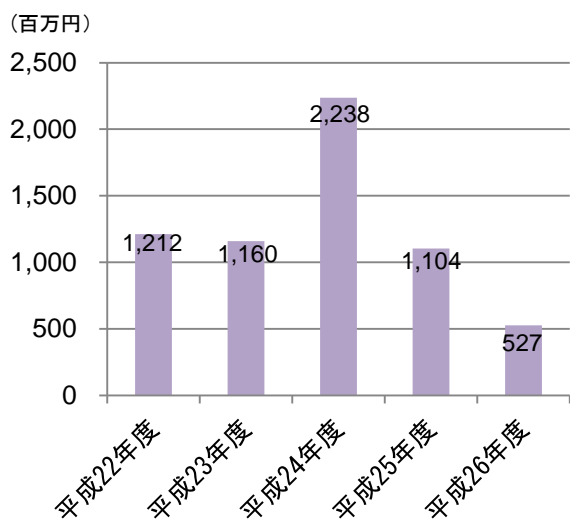
都市計画道路の整備の遅れは、防災上や交通安全上の支障があることに加え、東京全体の交通ネットワークから区が取り残されることとなります。活気に満ちた、安全・快適で住みよいまちを未来の世代へ引き継いでいくためにも、財源を確保しながら、都市計画道路の整備を着実に進める必要があります。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

事業費は、事業の進捗や用地の地価等に大きく左右されます。

都市計画道路の整備は、全額、国や都からの補助金等を活用しています。

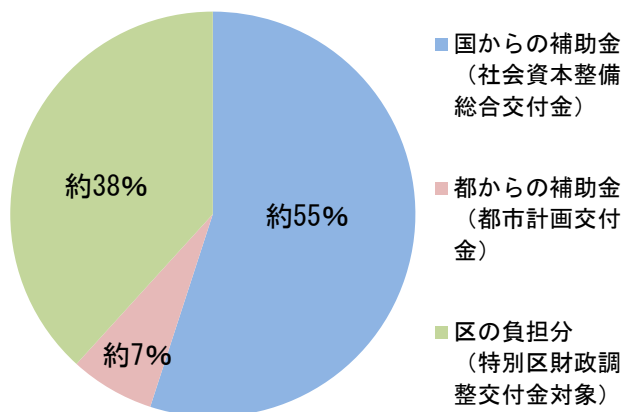
図表38 都市計画道路事業に係る決算額
(平成22年度～26年度)



[出典] 練馬区都市整備部資料

図表39 都市計画道路整備に係る財源構成

※整備路線によって補助金等の財源比率は異なる。



[出典] 練馬区都市整備部資料

(5) 区道や区立の公園などを維持管理していく経費は、どのくらいですか？

➡ 年間の維持管理費は約40.5億円です。一方、道路占用料や駐車場の利用料などにより年間約31.8億円の収入があります。

現在、区が管理する道路（特別区道延長約1,047km*）・橋梁（125橋*）・公園や緑地（433か所 面積約90ha*）などの維持管理には、年間約40.5億円を要しています。

（* 平成26年4月1日現在）

一方、電柱・電線や水道管、ガス管などの道路占用料や、自動車駐車場・自転車駐車場の利用料として、年間約31.8億円の収入があります。

道路や公園は、今後も着実に整備していく必要がありますが、整備が進めば維持管理費用が増大します。また、安全に利用していただくためには、適切な維持補修が必要です。道路や公園の管理面積の増加を考慮して今後30年間の維持管理費を試算すると、約1,373億円となります。

さらに、橋梁をはじめ、高度経済成長期に整備された施設が多く、これらの更新時期が集中し、一時的に多額の費用が必要となることも想定されます。

【区の考え】

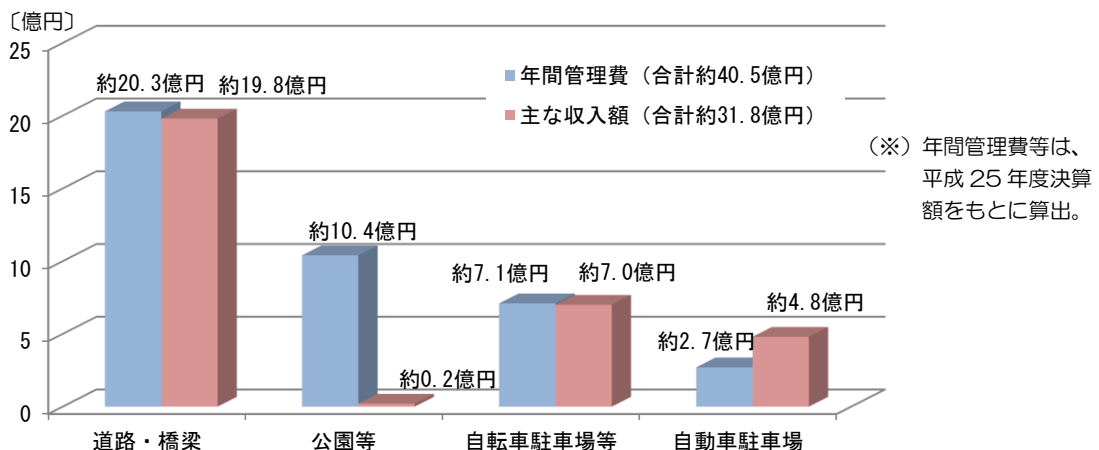
今後、計画的かつ予防保全的な管理を進め、施設の長寿命化を図るとともに、維持管理費を圧縮していきます。

また、公園等の地域管理など、区民の皆さんとの協働による点検・維持管理の工夫をしていきたいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

インフラ施設の年間管理費は約 40.5 億円です。

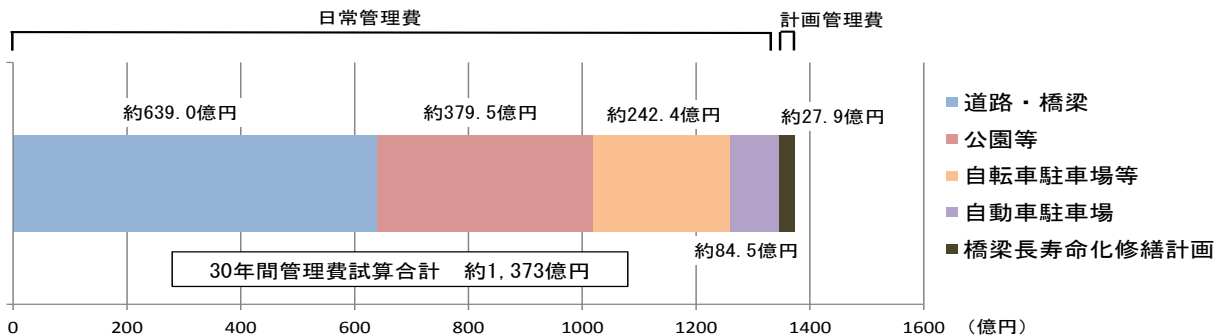
図表 40 インフラ施設の維持に要する年間管理費および主な収入額



[出典] 練馬区土木部資料

今後 30 年間に維持管理等に要する費用(試算)は約 1,373 億円にのぼります。

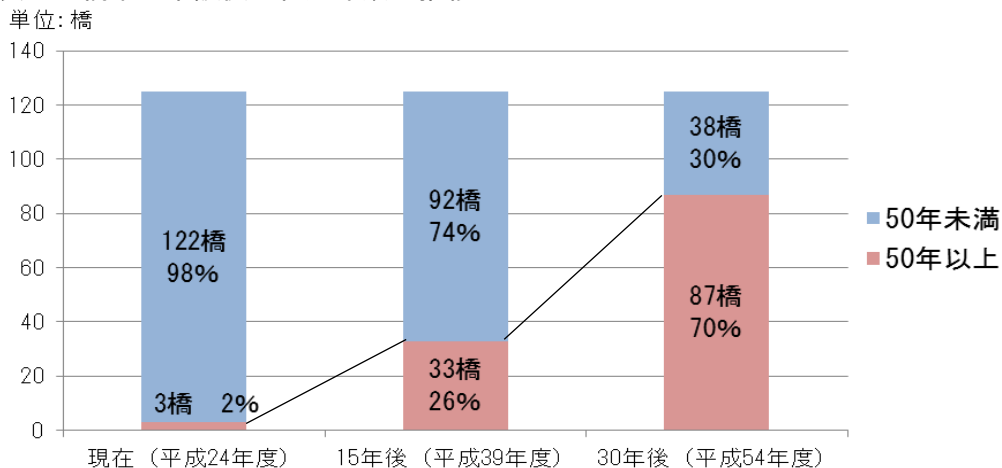
図表41 インフラ施設の維持管理等に要する費用試算 (今後30年間)



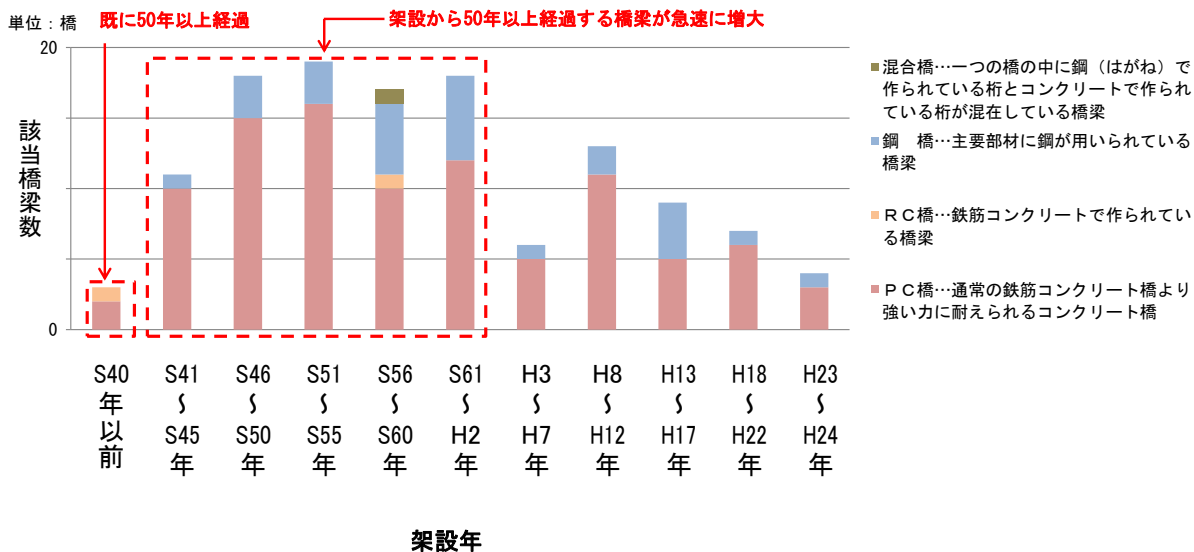
[出典] 練馬区土木部資料

今後 30 年で架設から 50 年以上経過する橋梁が大きく増加します。

図表42 橋梁の架設後の経過年数の推移



[出典] 練馬区土木部資料



[出典] 練馬区「練馬区橋梁長寿命化修繕計画」(平成25年7月)

4 区立の建物施設の維持・更新

このテーマは、《その1 区の建物施設のあり方》と《その2 区立施設の使用料のあり方》の2つに分けて、考えたいと思います。

《その1 区の建物施設のあり方》

【直面する課題】

- 練馬区には約 680 の建物施設があります。これらの施設は老朽化が進み、改修や改築が必要になりつつあります。
- 今後 30 年間に必要な改修・改築費用を試算したところ、総額約 6,450 億円、年平均で約 215 億円となりました。現状のまま、区立施設を維持していくことは極めて困難な状況です。
- そこで、区立の建物施設のあり方を見直し、施設の統合・再編、複合化・多機能化、民営化など具体的に考えられる対策を取っていく必要があります。区は、特に次のような課題を検討する必要があると考えています。
 - ① **区立の建物施設のあり方**：区立施設には、様々な施設がありますが、建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設そのものや施設で提供するサービスが区民ニーズに合わなくなっている場合は見直し、役割を転換していくことが必要です。また、民間が担える施設サービスは、民間活用を進めます。
 - ② **施設にかかるコスト**：維持運営コスト、改修・改築コストを低減させる工夫をする必要があります。

《その2 区立施設の使用料のあり方》

【直面する課題】

- 区立施設の維持運営費には多額の経費が必要です。それに対し、施設を利用する区民が負担する使用料の割合は極めて低く、大半は税金等で賄われています。
- 施設の老朽化が大きな課題となるなど社会状況が変化している中で、施設を利用する方に、より適切にコストを負担していただくよう使用料のあり方を見直す必要があります。
- 見直しにあたって、区は次のようなことを課題と考えています。
 - ① **使用料の算出方法**：使用料を算出する原価に建物建設費や大規模修繕費、高額備品購入費等を入れるべきか検討する必要があります。
 - ② **施設の性質別分類**：多くの人が必要とする施設か、個人の希望によって選んで利用するかなど、施設の性格によって、使用料と公費(税金)の負担する割合を定めていますが、この分類を見直す必要があります。
 - ③ **減額・免除制度**：高齢者等の減額・免除制度のあり方を見直す必要があります。

《その1 区の建物施設のあり方》

(1) 区の建物施設はどのくらいの数がありますか？建築後どのくらい経っているのでしょうか？

➡ 区には約 680 の建物施設があり、築 30 年以上経っているものが約 66%に達しています。

区では人口の急増に対応するため、高度経済成長期に多くの小中学校や区立施設を建設してきました。その後も区民サービスを充実するために各種の施設を整備し、現在では約 680 の建物施設を管理しています。

これらの施設の総延床面積は約 119 万㎡にのびますが、そのうち約 5 割は小中学校が占めています。

この中で、築 30 年以上の施設の割合は約 66%に達しています。築年数が長いものほど学校施設の割合が高く、今後、老朽化の進行が大きな課題になります。

約 680 の区立施設があり、その総延床面積のうち約 5 割は小中学校です。

図表 43 施設種別・数・総延べ床面積

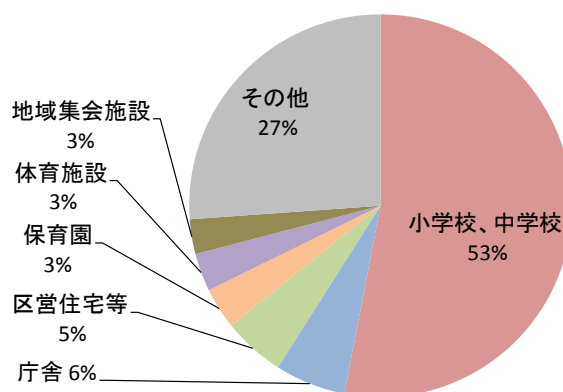
施設種別	施設数	総延べ床面積(㎡)
小学校、中学校	99	639,699
庁舎(練馬庁舎、石神井庁舎等)	7	72,263
区営住宅・密集事業用住宅	22	63,005
保育園	60	42,005
体育施設(体育館・運動場等)	20	38,765
地域集会施設(地区区民館・地域集会所)	49	35,407
自転車駐車場、タウンサイクル等	32	33,864
少年自然の家	4	23,838
図書館(受取窓口、分室含む)	15	20,282
文化施設(美術館、文化センター等)	6	22,502
練馬光が丘病院	1	17,489
介護保険施設(民営化特別養護老人ホーム含む)	8	14,669
障害者福祉施設(福祉園・福祉作業所)	12	12,614
産業振興、勤労者福祉等施設	4	10,394
学童クラブ	95	9,117
児童館	17	9,244
保健相談所	6	8,671
生涯学習施設、区民ホール	4	7,755
高齢者センター・敬老館	15	7,622
区民事務所※・出張所	15	6,511
その他施設(公園内建築物、防災備蓄倉庫等)	191	91,954
施設合計	682	1,187,668

※ 区民事務所6か所のうち、練馬庁舎、石神井庁舎内にある2か所は除く。

※ 平成 27 年 8 月現在の暫定的な集計。 [出典] 練馬区企画部資料

図表 44 施設種別 延べ床面積の割合

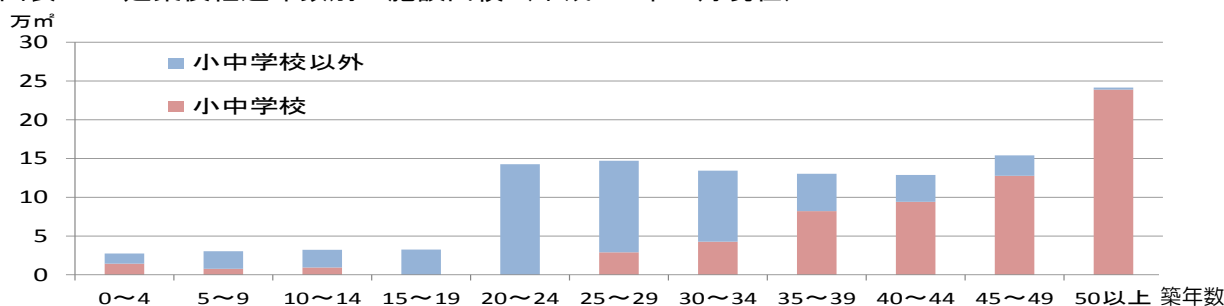
(平成 27 年 8 月現在)



[出典] 練馬区企画部資料

築年数の長いものほど学校の割合が高くなっています。

図表 45 建築後経過年数別の施設面積 (平成 27 年 6 月現在)



[出典] 練馬区企画部資料

(2) 区の建物施設の維持運営・更新にはどのくらい費用が必要なのですか？

① 年間のランニングコストはいくらぐらいですか？

➡ 年間で、約 489 億円かかっています。

施設の運営には、光熱水費・清掃等の維持管理費、講座開催や相談事業等にかかる事務事業費、施設の維持運営に携わる職員の人件費などの経常的経費（ランニングコスト）が必要となります。

現在の施設を1年間運営するために、区全体で約 489 億円のランニングコストがかかっています（平成 26 年度決算主要施設経費一覧より算出）。

区立施設の維持管理費は年間約 489 億円でした。

図表 46 区立施設の維持管理費（平成 26 年度決算）

施設	経費(百万円)
練馬庁舎、石神井庁舎、中村北分館	3,104
区民事務所・出張所	1,175
地域集会施設	1,205
障害者福祉施設	2,527
高齢者センター・敬老館	293
保健相談所	1,130
児童館	822
学童クラブ	2,091
保育園	14,491
区営住宅	269
少年自然の家	633
スポーツ施設(運動場、体育館等)	1,321
図書館	2,299
小学校	6,677
中学校	3,158
幼稚園	289
その他施設(美術館、清掃事務所等)	7,449
合計	48,933

※小学校・中学校の職員人件費には、教員の人件費は含まない(東京都が負担している)。

[出典] 練馬区企画部資料

② 改修・改築にかかる費用はいくらぐらいですか？

➡ 過去 10 年間では、1 年あたり約 46 億円でしたが、今後、30 年間の推計では、1 年あたり約 215 億円になります。

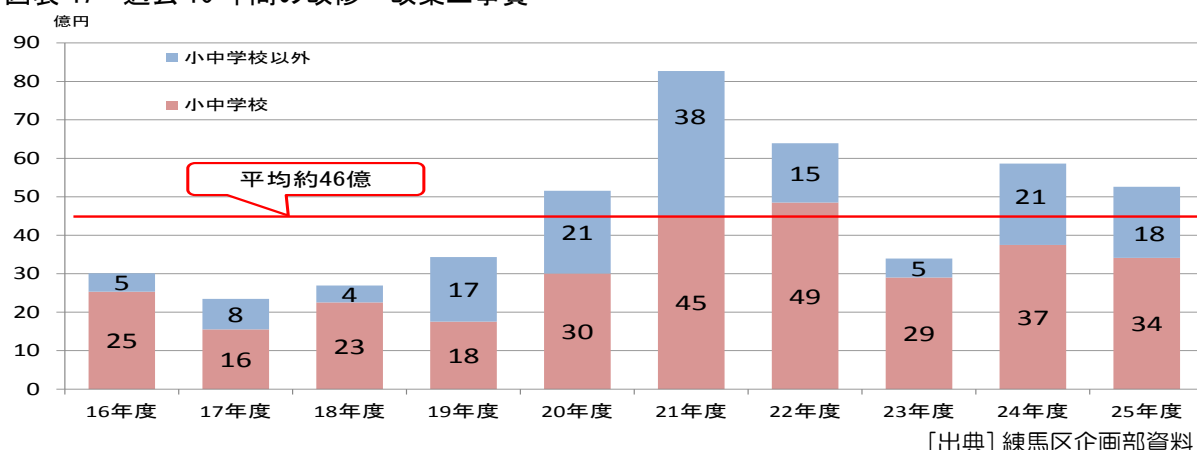
施設の機能を良好な状態に保つためには、計画的な維持保全や改修・改築が必要です。多額の経費が必要となるため、区財政にとって大きな負担となっています。

平成 16 年度から 25 年度の 10 年間に実施した改修・改築の工事費は総額で約 458 億円で、1 年あたりの平均では約 46 億円の支出でした。

現在の施設の機能・規模をそのまま維持するものとして試算すると、今後 30 年間に必要となる改修・改築費用は約 6,450 億円となります。これを年度あたり平均費用に換算すると約 215 億円であり、過去 10 年間の改修・改築実績平均の約 46 億円を大きく上回る結果となっています。

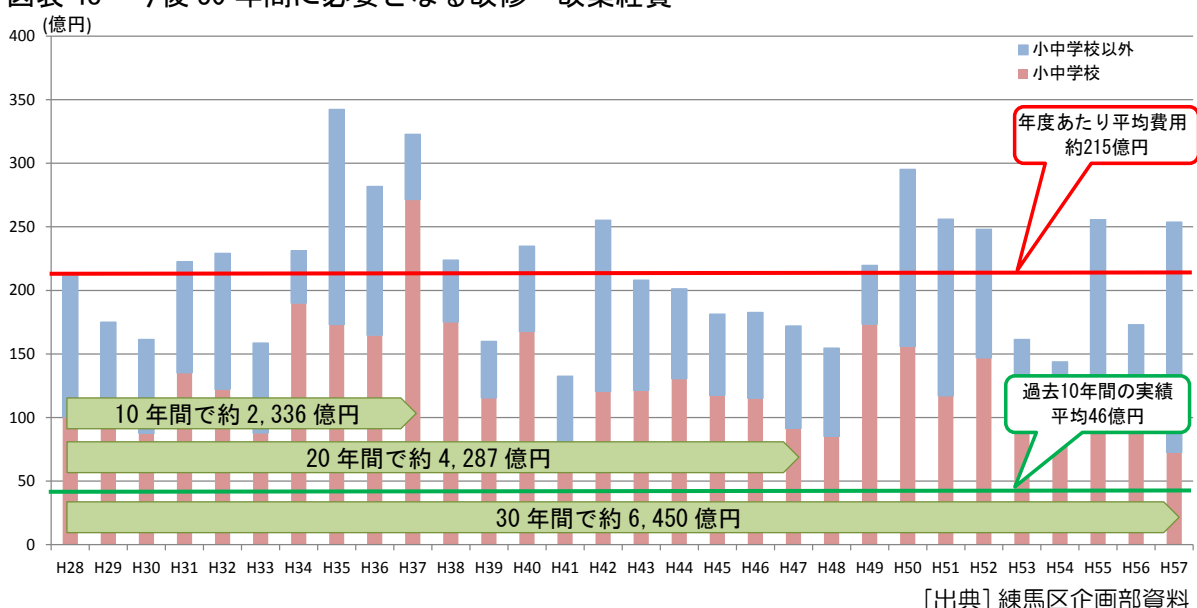
過去 10 年に実施した改修・改築の経費は総額で約 458 億円でした。

図表 47 過去 10 年間の改修・改築工事費



今後 30 年に必要となる経費（試算）は約 6,450 億円にのぼります。

図表 48 今後 30 年間に必要となる改修・改築経費



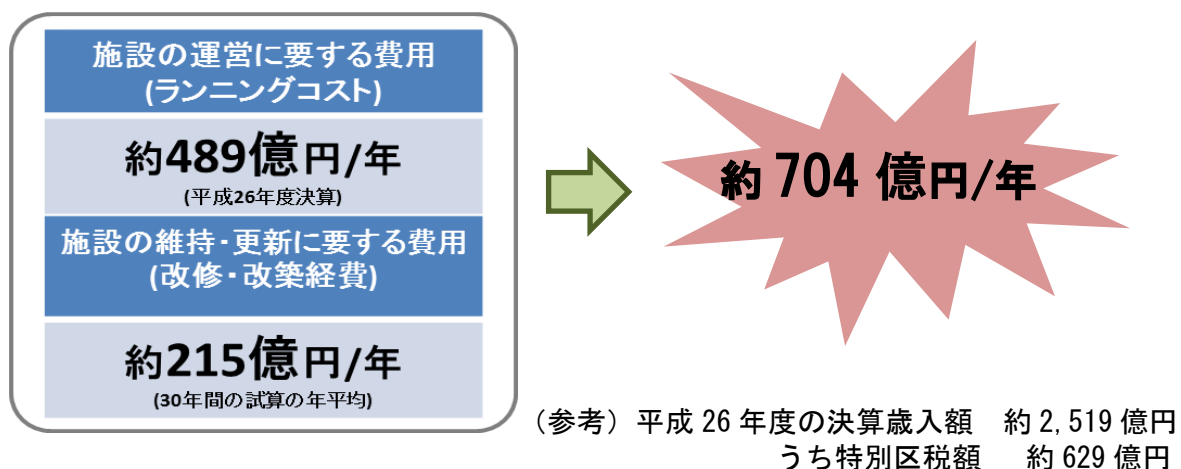
(3) 施設を現状のまま維持していくことはできるのですか？

➡ 年間で約 704 億円が必要であり、極めて困難です。

ランニングコストと改修・改築費用の試算から、区立施設を現状のまま維持していくためには、年間約 704 億円の費用が必要になると考えられます。これは、仮に区税収入のすべてを施設維持に費やしたとしても賸いきれない額であり、現状のまますべての施設を維持していくことは極めて困難です。

年間約 704 億円必要ですが、区税収入を上回る額です。現状維持は困難です！

図表 49 区立施設の運営および維持・更新に要する費用



[出典] 練馬区企画部資料

(4) 子どもの数は減少していますが、学校の統廃合は行われているのですか？

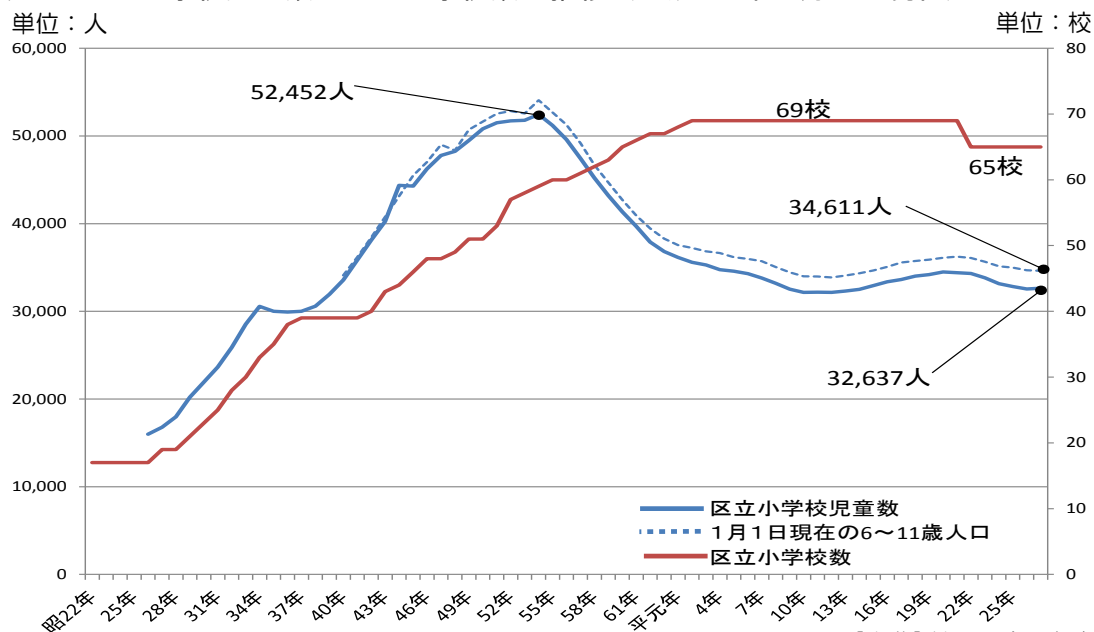
➡ 小学校は光が丘地域の統合・再編を行い、69校から65校に減少しています。中学校は統合・再編を行っていません。

小学校児童数は昭和54年、中学校生徒数は57年をそれぞれピークに、その後は減少に転じています。現在の児童・生徒数はピーク時の約6割程度となっています。

一方で学校数は、平成22年度に光が丘地域の小学校8校を4校に統合・再編（46頁参照）したことに伴い、小学校は69校から65校に減少しましたが、中学校は34校を維持しています。児童・生徒数の減少によって「過小規模」に分類される小学校が6校、中学校が12校となっており、教育環境の観点からも、統合・再編が望ましい状況にあります。

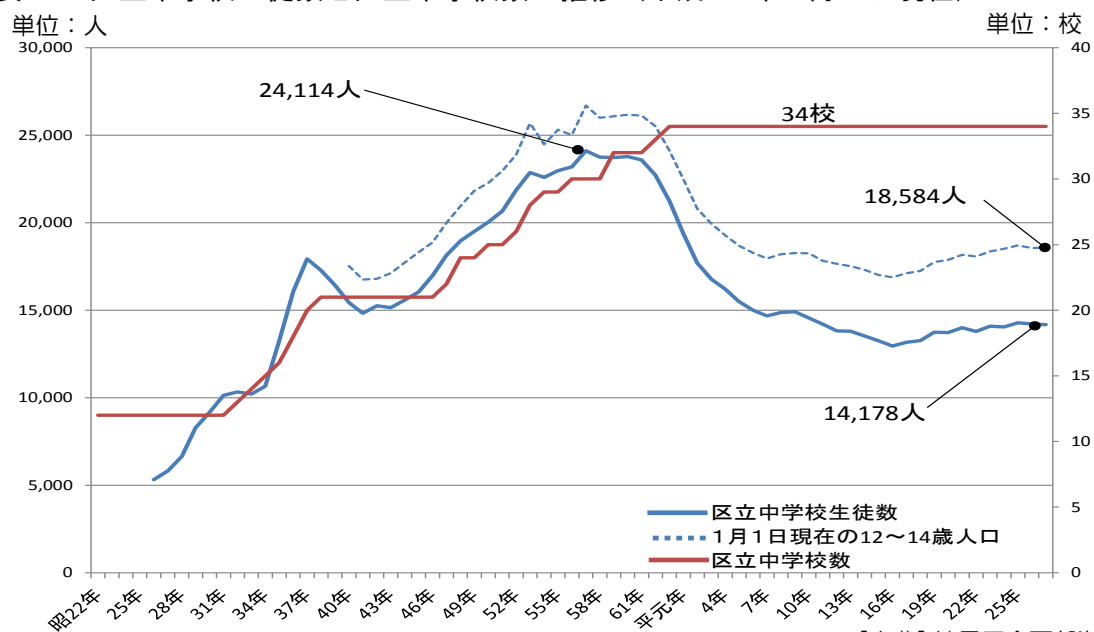
児童生徒数はピーク時の約6割に減少しています。小中学校数は103校から99校に。

図表 50 区立小学校児童数と区立小学校数の推移（平成27年5月1日現在）



[出典] 練馬区企画部資料

図表 51 区立中学校生徒数と区立中学校数の推移（平成27年5月1日現在）



[出典] 練馬区企画部資料

【区の考え】

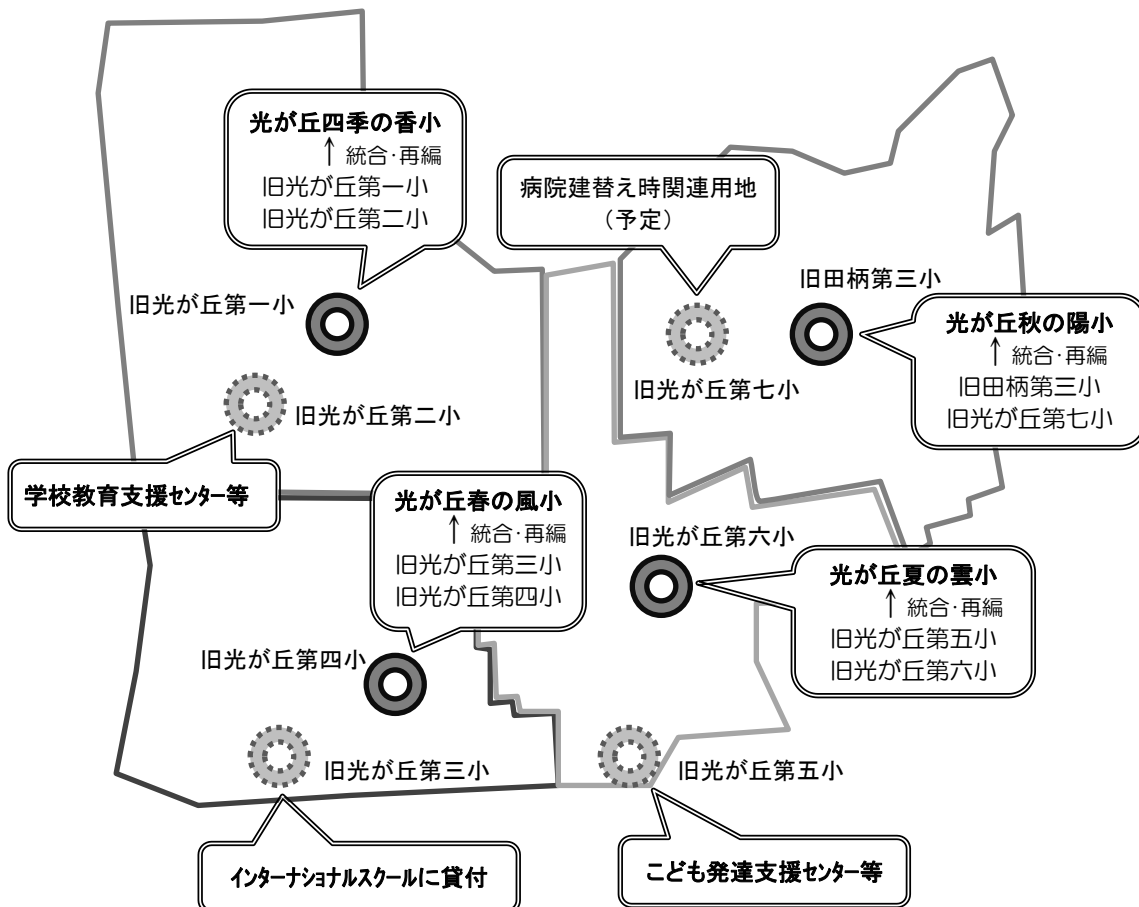
区立施設のあり方を見直し、施設の統合・再編、複合化・多機能化、民営化など具体的に考えられる対策を取っていく必要があります。

区は、特に次のような課題を検討する必要があると考えています。

- ① 区立施設には、子どものための施設、高齢者を対象とした施設、集会施設、生涯学習・スポーツ施設など、様々な施設がありますが、建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方でも変化しています。施設そのものや施設で提供するサービスが区民ニーズに合わなくなっている場合は、新たな機能への転換や統合・再編を検討し、名称も見直す必要があります。
- ② サービスの向上や効率化のために、民間の施設を活用したり、民間が担える施設サービスは民営化することも考える必要があります。
- ③ 維持運営や改修・改築のコストを低減できる手法を工夫する必要があります。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

図表 52 光が丘地域における区立小学校統合・再編後の施設利用状況



※実線の二重丸は区立小学校の統合・再編による新校、点線の二重丸は跡施設として新たな利用を開始（予定を含む）した施設

[出典] 練馬区企画部資料

《その2 区立施設の使用料のあり方》

(1) 施設の維持管理費は利用者の使用料でどの程度賄っているのですか？

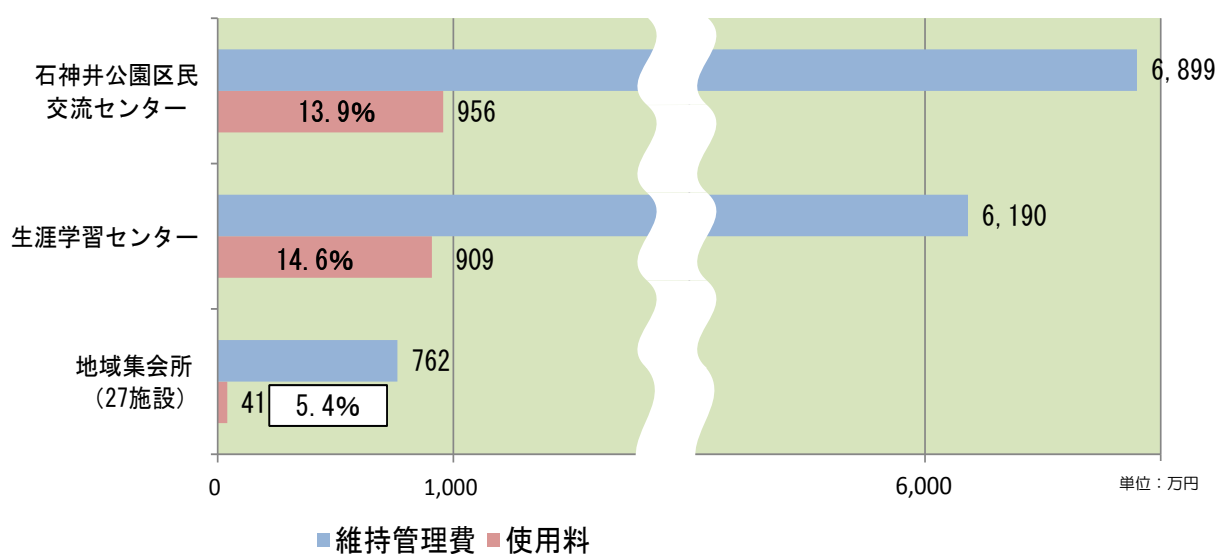
➡ 施設の維持管理費に対する使用料の割合は、ごくわずかです。

区は、区税を区民サービスの基礎的な財源としていますが、すべてのサービスを区税だけで賄うことは困難です。そこで、施設の維持管理にかかる費用（コスト）については、利用者が負担する使用料により、その一部を賄っています。これは、利用する人が応分の負担をすることによって、利用しない人との「負担の公平性」が確保されるという「受益者負担」（以下、「利用者負担」とします。）の考え方に基づいています。

平成26年度の区立施設の維持管理費に対する使用料の割合は、5～15%程度にとどまり、そのほかは税金等で賄われています。

区立施設の維持管理費のうち、使用料の割合は5～15%程度にとどまっています。

図表 53 区立施設の維持管理費と使用料（平成26年度）



※グラフ内のパーセントは、維持管理費に占める使用料の割合

[出典] 練馬区区政改革担当部資料

(2) 現在、使用料はどのように算定しているのですか？

➡ 基本的な算定方法を定めています。

施設の使用料は、利用者負担の考え方を踏まえて、「使用料算定の基本的方式」を定めて算定しています。

【使用料算定の基本的方式】

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別負担割合} \times \text{減額率}$$

(①参照) (P49-②参照) (P50-③参照)

① 原価の設定

施設の整備・運営に要する経費を、「利用者が直接負担するもの」と、「税金などの公費で負担するもの」に区分して、原価を設定しています。

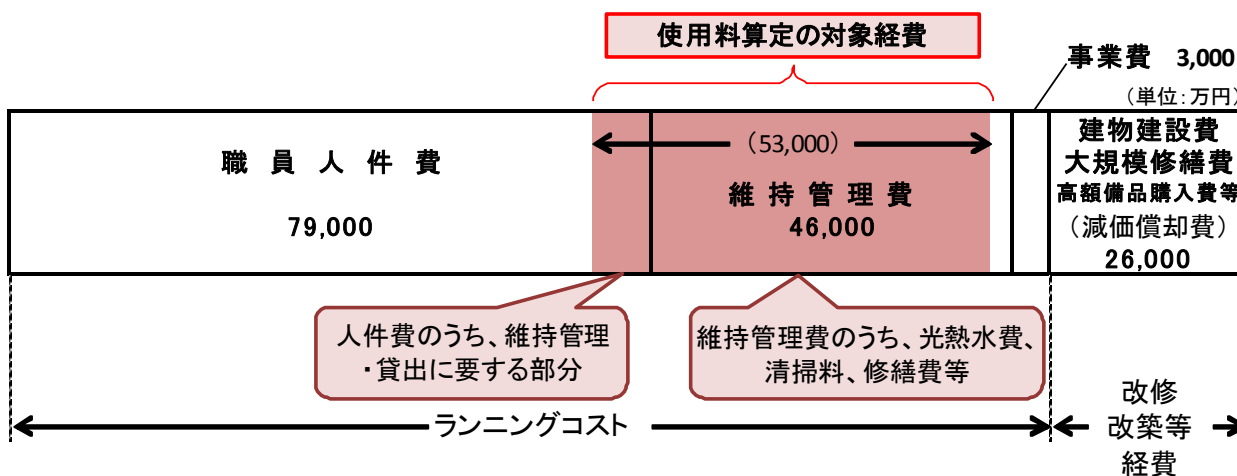
図表 54 現在の利用者負担と公費負担の区分

利用者が負担するもの (使用料算出の原価に含める経費)	税金などの公費で負担するもの (使用料算出の原価に含めない経費)
維持管理費 (光熱水費、清掃料、修繕費等) 職員人件費 (施設の維持管理・貸出業務に要する部分)	維持管理費 (大規模修繕費、高額備品購入費) 職員人件費 (事業運営等に要する部分) 用地取得費 建物建設費(減価償却を含む)

[出典] 練馬区区政改革担当部資料

使用料の算定には、施設のランニングコストの一部を算入していますが、建設や改修の費用、高額備品購入費等は含めていません。

図表 55 地区区民館にかかる経費のうち、使用料算定の対象となる経費（平成 26 年度）



[出典] 練馬区区政改革担当部資料

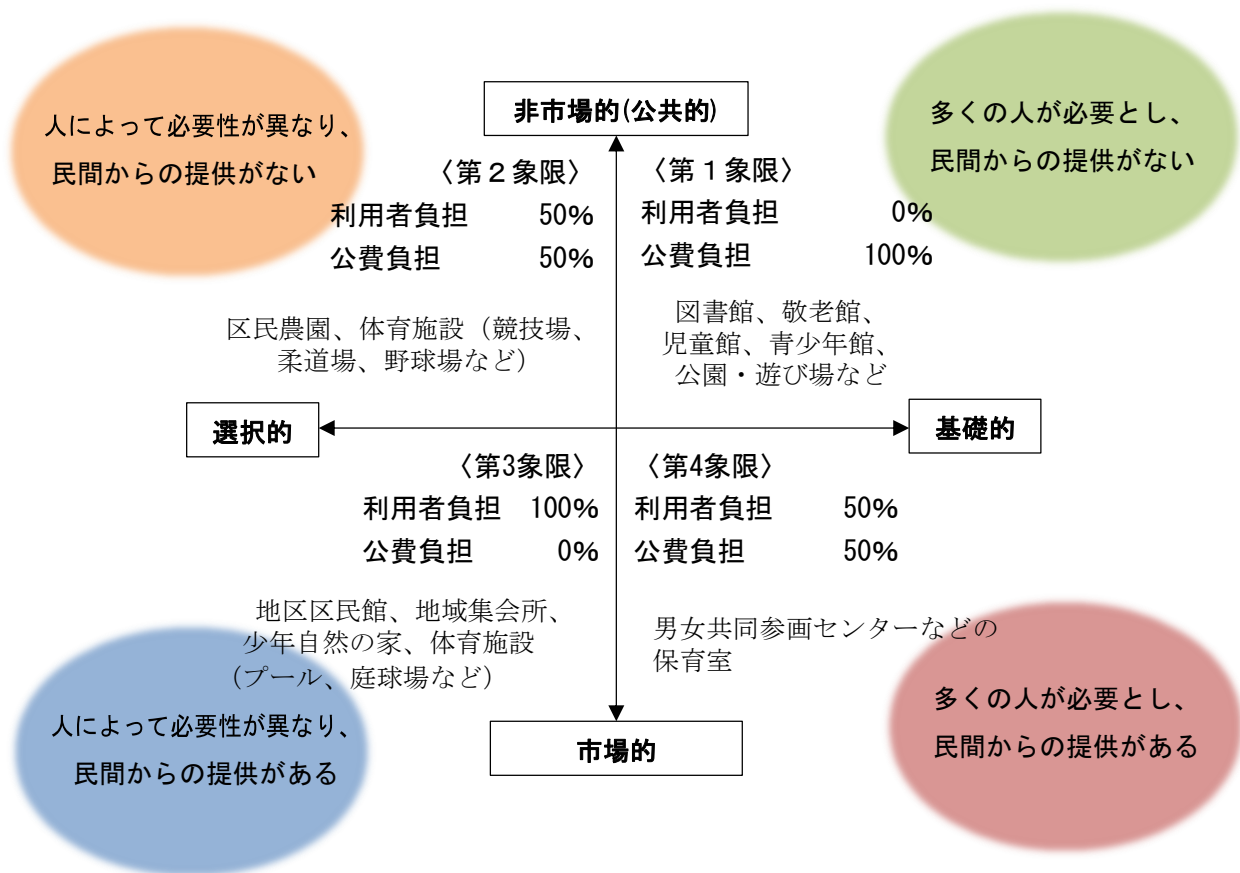
② 性質別負担割合の設定

区立施設で提供するサービスには、「多くの人が必要とするものか、希望する人が選んで利用するものか」、「行政しか提供しないか、民間でも提供しているか」といった違いがあります。

そこで、各施設サービスを性質別に4つに分類し、利用者負担と公費負担の割合を設定しています。

施設によって性質が異なることから、使用料における利用者負担と公費負担の割合の設定も異なっています。

図表 56 性質別負担割合イメージ図



[出典] 練馬区区政改革担当部資料

③ 減額率の設定（減額・免除制度）

高齢者・障害者の利用や、一定の要件にあてはまる団体活動については、「減額・免除制度」により、使用料を減額または免除しています。

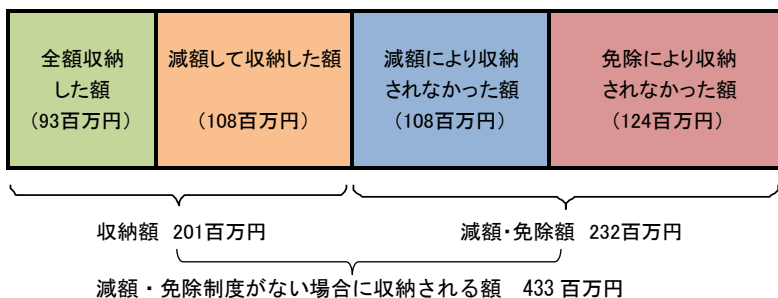
図表 57 減額・免除基準（抜粋）

	免除基準	減額基準（減額率は一律 50%）
団体	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体が行政活動の協力目的等で利用するとき 構成員の半数以上が 75 歳以上の方の区内団体が利用するとき 	<ul style="list-style-type: none"> 公共的団体、登録団体が団体本来の活動目的で利用するとき 構成員の半数以上が障害者の区内団体が利用するとき 構成員の半数以上が 65 歳以上の方の区内団体が利用するとき 構成員の半数以上が中学生以下の区内団体が利用するとき
個人	<ul style="list-style-type: none"> 75 歳以上の方が利用するとき 学齢前の幼児が利用するとき 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者が利用するとき 65 歳以上 75 歳未満の方が利用するとき 小中学生が利用するとき

[出典] 練馬区区政改革担当部資料

収納されるべき約 4.3 億円のうち、半分を超える約 2.3 億円が減額・免除となっています。地域集会施設（地区区民館・地域集会所）は、利用件数のうち約 9 割が減額・免除となっています。

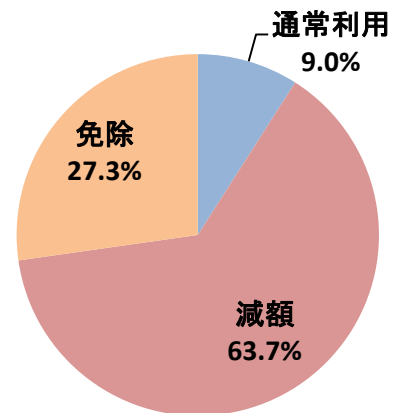
図表 58 減額・免除による使用料の収納状況（平成 26 年度）



※次の施設の団体利用について、収納額と利用状況から、減額・免除額を算出。
 地域集会施設(49)、会議室等(31)、リサイクルセンター(3)、職員研修所(1)、体育館(7)、プール(6)(体育館との併設含む)、庭球場(7)(運動場との併設含む)、運動場(7)

[出典] 練馬区区政改革担当部資料

図表 59 地域集会施設の利用件数における減額・免除の割合（平成 26 年度）



[出典] 練馬区区政改革担当部資料

【区の考え】

現在の施設使用料の考え方は平成 14 年に定めたものですが、施設の老朽化が大きな課題となる中で、受益と負担のあり方を改めて見直す必要があります。

区は、特に次のような課題を検討する必要があると考えています。

- ① 区は、これまで使用料算定の原価に含めていなかった建物建設費・大規模修繕費・高額備品購入費等（減価償却費）を含めて使用料を算定するかどうか検討したいと考えています。
- ② 区民・市民農園のように、従前は民間ではほとんど設置例がなかったため「非市場的」と分類してきた施設であっても、現在は民間に同種の施設がある場合もあります。施設の性質による分類を時代に即した分類に見直したいと考えています。
- ③ 減額・免除制度の適用により、使用料収入は、減額・免除する前の5割以下となっています。例えば、地域集会施設では、全利用件数のうち、使用料を全額支払う通常利用の割合は9%にとどまり、9割以上は減額・免除制度の適用団体でした。「超」超高齢社会の到来など社会状況の変化を踏まえて、減額・免除のあり方を見直したいと考えています。

区民の皆さんはどのようにお考えになりますか？

memo